

第4次鯨ヶ沢町地域福祉活動計画書

～笑顔あふれる住みよい福祉のまちづくり～



平成28年度 ふくしの絵コンクール 小学生高学年の部
最優秀賞 鯨ヶ沢町立舞戸小学校5年 山上桜空 題名『支えあい』

平成29年度～平成33年度

社会福祉法人 鯨ヶ沢町社会福祉協議会



はじめに

社会福祉法人 鱒ヶ沢町社会福祉協議会
会長 東條 昭彦

近年、我が国では、急速な高齢化の進展、世帯構造の変化、人間関係が希薄化するなか、地域においてはさまざまな課題を抱え支援を必要とする方が増加しています。

このような中、誰もが住み慣れた地域で、安心して健やかに暮らしていくためには、町内会や各種福祉団体、ボランティア団体、行政等が協働で地域福祉活動を推進すると同時に、支える側も支えられる側も幸せを感じることができるよう、地域における支え合い、助け合いの仕組みづくりを進めることが重要になってきております。

一方、地域社会においては、コミュニティへの関心の低下や人と人のつながりが薄らいでゆく中で、ひとり暮らしで介護が必要な高齢者の増加をはじめ、医療・介護不足、所得格差の増大からくる貧困問題、高齢者・子ども・障害者の虐待、孤立化、引きこもりなど、地域住民が抱える課題も複雑多岐に渡ってきています。

また、団塊の世代が75歳以上となる2025年(平成37年)をめどに、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるしくみである「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。

今後、公助のみではなく互助・共助、自助も組み合わせた地域社会における新たな支え合いの仕組みの構築が求められていることから、第4次地域福祉活動計画〔平成29(2017)年～33年(2021)年〕では、相談体制の強化を図り、これまでの地域福祉専門職の役割をさらに強化するとともに、生活支援のコーディネートに一層の力を入れ、地域づくりに取り組んでいくことにいたしました。

(平成29年3月)

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	鯉ヶ沢町の状況	1
3	鯉ヶ沢町社協の財政状況	4
4	社協支部の現状	6
5	鯉ヶ沢町地域福祉計画との関係	7
6	計画の性格と体系	7
7	計画の期間と進捗管理	7
8	策定体制	8
第2章	計画の基本的な考え方	9
1	計画の基本理念	9
2	計画の基本的な視点	9
3	計画の基本目標	11
第3章	基本施策とその展開	13
1.	基本目標と方針	13
2.	計画の取組	15
	基本目標1 日常生活圏内で支え合い、助け合う仕組みをつくる	15
	方針1 地域福祉活動への参加の促進	15
	方針2 地域の見守り体制の強化	19
	方針3 地域の交流の場づくり	22

基本目標2	地域福祉活動に主体的に参加する	
	人づくり・組織づくりを行う	25
方針1	地域福祉を支える人材づくり	25
方針2	福祉教育の推進	27
方針3	情報提供・発信の充実	30
基本目標3	地域で生活しやすい環境づくり	32
方針1	介護予防の促進	32
方針2	移動手段の充実	33
基本目標4	「さまざまな福祉ニーズ」を受け止め、	
	対応できる仕組みづくりを目指す	36
方針1	相談体制の充実・あらゆる相談に対応する	
	総合的なマネジメントの強化	36
方針2	サービス利用の支援と制度の谷間にある人への支援	39
方針3	社会福祉協議会の活動の活性化	43

資料編

地域福祉に関するアンケート	45
鯉ヶ沢町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	74
鯉ヶ沢町社会福祉協議会第4次地域福祉活動計画策定委員名簿	76
地域福祉活動計画作業部会委員名簿	77

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

この計画は、地域福祉の推進を図るため、地域に暮らす住民を中心とした活動を前提に「福祉のまちづくり」を展望（福祉コミュニティの形成）し、地域福祉を実現する手掛かりとなるものであります。そして、何よりもこの計画の意義は、自らの地域についての共通の目標をつくり、計画に基づき活動していくという点にあり、このことは、まさに住民の地域福祉への関心を高め、自主的・自発的な取組みに繋がっていくものであります。

社会福祉法で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定された社会福祉協議会としては、地域福祉推進の中核的な団体の役割を果たすために、各地区に固有のコミュニティが形成されていることを大切にしながら、伝統的な地域社会や、新たな地域社会といった生活実態に応じた地域福祉の推進を図ることを目的に「笑顔あふれる住みよい福祉のまちづくり」を基本理念に掲げ、この計画を策定するものです。社会福祉協議会は、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）において、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉活動への住民参加のための援助などを行うことにより、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられています。

2 鱒ヶ沢町の状況

鱒ヶ沢町は青森県の西海岸に位置していて、東西22km、南北に40kmの総面積34,308K m²で町の中心地は、北の海岸線に沿って約6kmと細長く形成されており、赤石川、中村川、鳴沢川の各流域に沿って集落が点在しています。地域の集落形成は、鱒ヶ沢地区、舞戸地区、中村地区、鳴沢地区、赤石地区、南金沢地区に分かれています。

- 鱒ヶ沢地区は、国道101号線に沿って住宅があり、昔は官公庁が多く、港町として栄えた地区である。
- 舞戸地区は、鱒ヶ沢駅があり町の中心地となっていて、若い層の人口が多い。
- 中村地区は、中村川に沿って集落があり、スキー場・ゴルフ場等の施設も整備され、活性化してきている。
- 鳴沢地区は、主に複合的な農業地帯であり、まちの農業の中心的な地区である。
- 赤石地区は、山沿いにあり赤石川に沿って集落が散在しており、さけふ化場では、さけのふ化・養殖に取り組んでいる。
- 南金沢地区は、世界遺産の白神山地に最も近く、種里城跡等歴史的資源も多く存在する。

地域の概要

総面積	34,308 k m ²	人口	10,634 人	世帯数	4,628 世帯
人口の内訳	男性	4,978 人	高齢化率	38.60%	
	女性	5,656 人	ひとり親世帯数	128 世帯	
高齢者人口内訳	65～74 歳	1,772 人	要介護認定者数	885 人	
	75～84 歳	1,582 人	要支援 1	107 人	
	85 歳以上	751 人	要支援 2	125 人	
ひとり暮らし高齢者	1,081 人	要介護 1	196 人		
寝たきり高齢者	53 人	要介護 2	174 人		
高齢者のみ世帯	1,655 世帯	要介護 3	119 人		
身障手帳保持者	585 人	要介護 4	109 人		
療育手帳保持者	74 人	要介護 5	55 人		
精神障害者手帳保持者	77 人				
被保護世帯数	214 世帯				

(平成 28 年 4 月末現在 社協調べ)

鯉ヶ沢町の人口構成と推移

(単位：人・%)

区分 \ 年度	平成 2 年 (1990 年)	平成 7 年 (1995 年)	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)
総人口 (A)	14,899	14,077	13,551	12,662	11,449	10,126
0 歳以上 15 歳未満	2,984	2,357	1,875	1,464	1,155	851
15 歳以上 65 歳未満 (B)	9,230	8,570	7,969	7,217	6,346	5,230
65 歳以上 70 歳未満 (C)	880	1,123	1,118	980	811	933
70 歳以上 75 歳未満 (D)	666	805	1,081	1,056	902	765
75 歳以上 (E)	1,139	1,222	1,508	1,945	2,235	2,323
高齢化率 (C+D+E) ÷ (A)	18%	22.4%	27.4%	31.4%	34.4%	39.7%
後期高齢化率 (E) ÷ (A)	7.6%	8.6%	11%	15.4%	19.5%	22.9%

「国勢調査(平成 2 年～平成 27 年)」

鯉ヶ沢町の高齢者世帯の推移

(単位：人・%)

区分 \ 年度	平成 2 年 (1990 年)	平成 7 年 (1995 年)	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)
高齢者総世帯数 (A)	1,976	2,242	2,492	2,606	2,589	2,556
単 独 世 帯 数 (B)	265	334	425	497	583	626
単 独 世 帯 率 (B) ÷ (A)	13.4%	14.9%	17.1%	19.1%	22.5%	24.5%
夫 婦 世 帯 数 (C)	249	388	511	567	550	568
夫 婦 世 帯 率 (C) ÷ (A)	12.6%	17.3%	20.5%	21.8%	21.2%	22.2%
同 居 世 帯 数 (D)	1,462	1,520	1,556	1,542	1,456	1,362
同 居 世 帯 率 (D) ÷ (A)	74.0%	67.8%	62.4%	59.2%	56.2%	53.3%

「国勢調査（平成 2 年～平成 27 年）」

独居高齢者世帯数

(単位：人)

	平成 23 年度			平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
鯉ヶ沢	20	120	140	19	115	134	19	111	130	29	113	142	30	116	146	31	108	139
舞 戸	28	124	152	29	122	151	27	119	146	31	120	151	26	111	137	25	99	124
鳴 沢	14	48	62	18	49	67	18	47	65	22	48	70	26	34	60	21	35	56
中 村	14	41	55	15	43	58	13	42	55	17	45	62	15	44	59	16	48	64
赤 石	3	34	37	4	32	36	5	30	35	5	39	44	6	36	42	5	36	41
南金沢	7	43	50	6	40	46	7	38	45	7	49	56	9	45	54	7	39	46
合 計	86	410	496	91	401	492	89	387	476	111	414	525	112	386	498	105	365	470

「社協調査（平成 23 年～平成 28 年）」

高齢者夫婦世帯数

(単位：世帯)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
鱒ヶ沢	87	87	80	78	75	76
舞戸	84	81	75	63	66	52
鳴沢	48	43	48	38	43	41
中村	56	56	40	53	50	39
赤石	39	36	33	26	28	25
南金沢	51	50	54	45	47	44
合計	365	353	330	303	309	277

「社協調査（平成23年～平成28年）」

3 鱒ヶ沢町社協の財政状況

町社協の活動・事業や社協支部の地域福祉実践を支える財源として「住民会員会費」や「共同募金の配分金」等の自主財源があります。

しかし、この5年間において、住民会員会費は約8万円の減、共同募金についても33万円の減となり、この5年間で41万円程の減となっております。その他の自主財源として主に人件費に充当している介護保険事業等収入はサービスの種類において変動があり安定した財源確保には至っていません。今後の社協経営は一層の努力が必要です。

住民会員会費（支部毎）

(単位：円)

	鱒ヶ沢	舞戸	鳴沢	中村	赤石	南金沢	合計
平成24年度	439,000	459,000	267,500	224,500	161,500	175,000	1,726,500
平成25年度	431,800	482,000	266,000	221,500	160,500	175,000	1,736,800
平成26年度	423,600	486,000	263,000	215,000	157,000	169,500	1,714,100
平成27年度	416,500	482,500	261,500	209,500	155,500	168,500	1,694,000
平成28年度	411,000	477,500	261,500	210,500	153,500	164,000	1,678,000

赤い羽根共同募金（支部毎）

(単位：円)

	鱒ヶ沢	舞戸	鳴沢	中村	赤石	南金沢	その他	合計
平成24年度	391,100	259,750	203,700	219,600	80,750	123,100	86,690	1,364,690

	鯨ヶ沢	舞戸	鳴沢	中村	赤石	南金沢	その他	合 計
平成25年度	388,950	258,750	202,500	214,600	79,500	122,662	153,263	1,420,225
平成26年度	375,100	242,950	202,200	203,250	84,750	121,600	192,908	1,422,758
平成27年度	376,100	241,233	199,900	197,050	76,300	120,650	419,960	1,631,193
平成28年度	371,600	276,050	200,100	204,400	76,050	149,450	196,129	1,473,779

地域歳末たすけあい募金（支部毎）

（単位：円）

	鯨ヶ沢	舞戸	鳴沢	中村	赤石	南金沢	その他	合 計
平成24年度	375,700	267,400	188,500	217,800	80,500	119,850	1,000	1,250,750
平成25年度	371,200	263,150	187,500	203,770	85,750	124,647	1,000	1,237,017
平成26年度	363,800	254,850	186,200	200,800	85,000	127,850	3,582	1,222,082
平成27年度	363,000	243,650	184,900	195,000	81,100	128,500	1,000	1,197,150
平成28年度	359,000	221,600	185,100	188,500	75,800	111,800	1,000	1,142,800

介護保険事業収入

（単位：千円）

	居宅介護 支援	通所介護	訪問介護	訪問入浴	認知症対 応型共同 生活介護	福祉用具 貸与	合 計
平成23年度	24,488	38,711	18,771	4,892	30,522	10,343	127,727
平成24年度	19,803	31,370	15,946	4,007	30,667	9,017	110,810
平成25年度	21,676	27,715	15,318	2,352	20,129	7,719	94,909
平成26年度	21,783	37,742	14,043	2,281	29,271	7,600	112,720
平成27年度	23,122	38,317	13,074	2,514	29,625	8,463	115,115

補助金・委託料収入

（単位：千円）

	福祉活動 専門員	ほのぼの 交流	緊急通報 体制整備	心配ごと 相談	福祉セン ター管理	合 計
平成23年度	5,000	2,220	1,890	100	6,700	15,910
平成24年度	5,000	2,377	1,772	100	0	9,249
平成25年度	5,000	2,377	1,797	100	0	9,274
平成26年度	5,000	2,377	1,630	100	6,000	15,107
平成27年度	5,000	2,214	1,526	0	6,500	15,240

その他の収入（公益・収益事業）

（単位：千円）

	介護タクシー	介護員養成講座	福祉有償 運送講習	離職者等 支援	合計
平成23年度	2,548	2,600	490	9,412	15,050
平成24年度	1,522	2,210	280	7,519	11,531
平成25年度	1,126	1,620	312	6,917	9,975
平成26年度	1,040	731	264	4,074	6,109
平成27年度	1,258	0	300	0	1,558

4 社協支部の現状

（1）社協支部

鯉ヶ沢町社会福祉協議会では、地域福祉を推進していくために町内に6つの社協支部（鯉ヶ沢・舞戸・鳴沢・中村・赤石・南金沢）を設置しています。

日常の生活圏域を中心とした、地域住民による『支えあい・助けあい』の地域を目指し鯉ヶ沢町社会福祉協議会の窓口的な役割として組織されています。

（2）小地域福祉活動

子どもからお年寄りまで住み慣れた地域で安心して生活できるように、地域住民相互の助け合いの福祉活動が必要不可欠であります。

そこで社協支部が中心となって、地域の問題、課題を調査・発掘し、その解決に向けて、そして地域住民の参加を主体とした小地域福祉活動を推進しています。

（3）社協支部が行っていること

- ① 会費徴収、共同募金活動（町内会で実施地区も有り）
- ② 要支援者に対する各種事業（配会食サービス、安否確認等）
- ③ 社協事業への協力

（4）社協支部の課題

現在、社協支部の協力員数は252名（男性39名、女性213名）です。女性の協力員が圧倒的に多く、また、年齢別にみると60歳代が120名で最も多く次いで70歳代が78名、50歳代が35名、40歳代が19名となっており年々、年齢層も高くなっています。若い世代の協力員の養成が求められます。

5 鯨ヶ沢町地域福祉計画との関係

社会福祉法第107条の規定にもとづいて市町村が策定する地域福祉計画と、民間計画として独自に策定される地域福祉活動計画とは、いずれも「地域福祉の推進」という同じ目的を持っています。そして、両者の策定過程では、地域の福祉課題を明らかにすることや、地域福祉の将来の姿を描くこと、また、いずれの場面でも地域住民の参加が不可欠なことなども共通しています。同じ現実を踏まえ、同じ目的に向かって動いていく、つまり、スタートとゴールは同じで、そこに行き着くまでの道筋や使う手段が異なるということになるわけです。

地域福祉計画との連携という点を考えれば、同じ時期に策定することが理想ですが、現在は地域福祉計画策定の検討段階にあり、地域福祉活動計画の策定に積極的に取り組むことにより、町の地域福祉計画策定の気運を高めることにもつながります。

6 計画の性格と体系

この計画は、社協が民間組織としての柔軟性を活かした事業を実施、推進していくための計画であり、町社協として地域福祉を推進していくにあたり、理念や基本目標、施策の方向などを明らかにし、地域住民や地域の様々な団体・機関など地域社会を構成する全ての人々と福祉のまちづくりを進めていくための指針とします。

地域福祉活動基本計画は、地域福祉活動を推進するための施策の方向性を示すものです。

なお、この計画を実現するため、地域福祉活動実施計画を策定し、具体的な取組みの内容について明示します。

7 計画の期間と進捗管理

本計画の計画期間は、平成29（2017）年度から平成33（2021）年度までの5年間とします。

社会情勢の変化や鯨ヶ沢町（以下「行政」という。）と連携を取りながら必要に応じて実施計画等の見直しを行うなど、効率的・効果的に計画の進捗管理をします。

また、計画の最終年度には、個別の実施計画について実施状況の点検、評価を行い、次期計画策定に向けての基礎資料にします。

8 策定体制

平成28年度、第3次地域福祉活動計画期間が終了することを受け、社会福祉協議会は社会福祉法で「地域福祉を推進する中核的な団体」として位置づけられていることを再認識した上で、第4次鯉ヶ沢町地域福祉活動計画策定委員会を設置し鯉ヶ沢町、地域住民、関係者等の参画のもと意見・提言をいただき『第4次鯉ヶ沢町地域福祉活動計画』の策定に取り組みました。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画では、「笑顔あふれる住みよい福祉のまちづくり」を基本理念とし、地域住民が、これまで以上に地域活動に取り組みやすくなるような環境づくりや、住民同士の支え合いに必要な地域の仕組みづくり、さらには地域住民、行政、社会福祉関係団体、民間事業者、ボランティア団体等の多様な主体がそれぞれの立場への相互理解と連携を深め、一体的な取り組みを推進することにより、子どもから高齢者に至るまで、誰もが安心して生活することのできる地域社会の実現に向け、地域福祉の推進に取り組んでいきます。

計画の基本理念

笑顔あふれる住みよい福祉のまちづくり

2 計画の基本的な視点

①地域福祉の主役は地域で生活する町民一人ひとりであることを意識する

町民一人ひとは、福祉サービスの受け手であるとともに、主体的に利用する立場として、必要な福祉サービスを自ら選択し、よりニーズに適應したサービスを促すよう、チェックを行う主体といった側面もあります。こうした観点から、自らの地域で安心して暮らせるよう、地域の生活課題の解決に関与するなど、「地域福祉」の主役を担っていくことが期待されています。

②生活の場の広がり（生活する範囲）について考える

私達が生活する上では、生活課題の内容に応じて、その影響を受ける範囲や、課題を解決するために必要となる地域住民の参画の範囲は様々に変化します。こうした視点を踏まえ、生活の場（活動圏域）の広がりを意識しながら、課題の解決に必要な体制づくりを進めていくことで、解決に向けた円滑な対応を行っていただけるものと考えています。

③地域が抱える生活課題・福祉課題について認識する

私達の周りには、様々な生活課題や福祉課題があります。誰もが安心して暮らせる地域づくりを実現するためには、まずは、こうした課題が地域の中にどの程度存在し、私達の生活にどのような影響を及ぼしているのかを把握し、認識するとともに、住民同士でその認識を共有することから始まっていくものと考えています。

④地域特有の取り組み（地域資源）を把握する

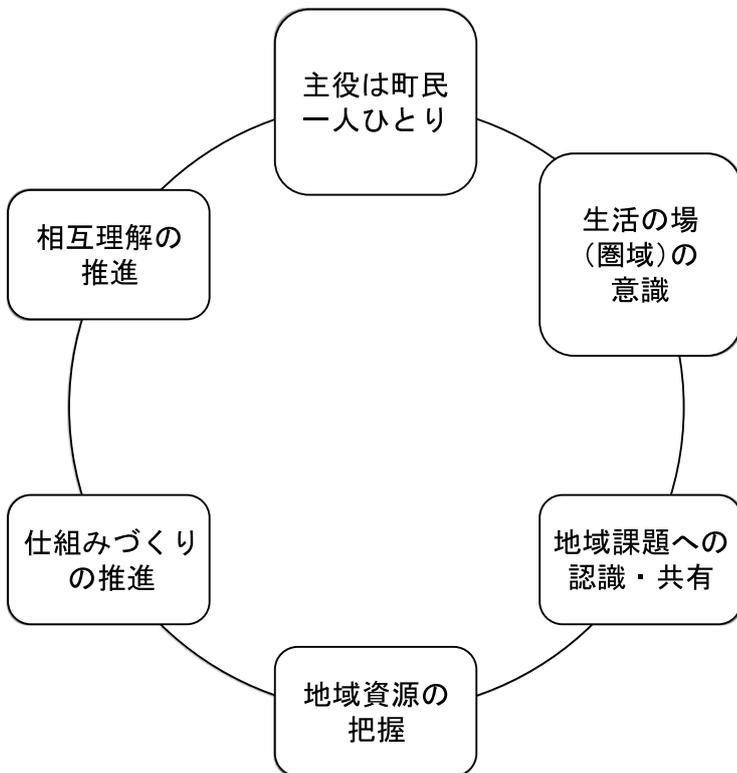
地域の生活課題の解決に向けては、様々な手法が考えられます。人、モノ、情報等の地域資源を把握し、それらをうまく活用することで、地域の特性を活かした地域づくりに繋がると考えられます。

⑤地域福祉活動を行うための仕組みづくりを考える

地域で既に行われている取り組みを充実・拡充し、持続的に進んでいくための体制づくりや、必要な支援のあり方などについて、地域住民、行政、社会福祉関係団体等と一緒に考え、それぞれに期待される取り組みや求められた取り組みを推進できる方法を考えていく必要があります。

⑥地域福祉活動を行う多様な主体が相互理解を深める

地域住民が既に取り組んでいる活動の充実・拡充を図るためには、地域住民や行政、社会福祉関係団体等が、それぞれの立場についての理解を深め、協力し合うことが必要です。



3. 計画の基本目標

< 基本目標 1 >

日常生活圏内で支え合い、助け合う仕組みをつくる

私たちの暮らしの基盤は「地域」にあります。ひとくちに「地域」といっても、その範囲はさまざまですが、日々の暮らしという点から考えると、徒歩で移動できる日常生活圏（町内会単位）でのあり方が大変重要になります。

日常生活圏での人々のつながりや支え合い、そして課題への取組が、一人ひとりの暮らしを守り、豊かにしてくれます。

しかし近年は、近隣関係の希薄化が進んでいるといわれており、かつてあった助け合いや支え合いがうまく機能しなくなっている地域、また、そもそも住民同士の関わりがあまりないような地域も増えています。

その一方で、地域での支え合いや助け合いの必要性は増えています。地域から高齢者の孤立死を出さないように、また、子育てに悩む若い世代が地域の中で孤立しないように、障がいのある人もない人も、だれもが地域で安心していきいきと暮らせるようにすることが重要です。

そこで、地域住民同士が、つながるための仕組み、さらに支え合い、助け合うことのできる仕組みづくりを目指します。

< 基本目標 2 >

地域福祉活動に主体的に参加する人づくり・組織づくりを行う

住民一人ひとりが、自分らしくいきいきと暮らせるまちづくりを自ら模索し、提案し、実現していくことが、鯉ヶ沢町における地域福祉の基盤をつくります。幅広い層の住民が地域福祉活動の担い手となり、活動の裾野を広げていくことが重要となります。地域福祉を支える人材を育成し、ボランティア活動の推進を支援していきます。

また、地域には、さまざまな背景や課題を持つ人々がいます。その多様性を認め合い、地域で共に暮らしていくためには、すべての住民が人権意識・福祉意識を高め、地域で福祉文化を育んでいくことが重要です。

そのために、子どもから高齢者まで、地域で生活をともにするすべての住民が地域福祉の担い手としての自覚を持ち、福祉文化・意識を育めるように、福祉教育や住民への学習機会などの充実に努めます。

< 基本目標 3 >

地域で生活しやすい環境づくり

町民の誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できるよう、福祉・保健・医療分野が連携し、生涯現役でいられるような健康づくりを推進します。また、外出支援やバリアフリー化を推進し、気軽に外出ができるよう環境づくりを進めます。

誰もが安心、安全に暮らせるような地域づくりに向けては、地域で生活する様々な立場の住民が、お互いの立場を理解し、日頃から顔の見える関係を築いていくとともに、困った時には助け合えるような体制を構築していくことが重要です。

< 基本目標 4 >

「さまざまな福祉ニーズ」を受け止め、対応できる仕組みづくりを目指す

“安心して暮らせるまち”であるためには、「必要なときに、必要な支援がすばやく的確に得られる」ということが重要です。そのためには、住民の福祉ニーズを受け止め、対応できる仕組みや、住民が相談しやすい環境づくりを考えなければいけません。

高齢化率の高い地域や単身世帯の多い地域など地域の特性はさまざまです。地域の生活課題にも違いが見られることから、より身近なところで住民の福祉ニーズを受け止めるための仕組みづくりが必要となります。

また、住民の複雑・多様化する生活課題に対応するためには、課題を早期に発見し、総合的に対応することが必要であり、相談支援体制の充実が求められています。

そこで、関係機関や団体等と連携し、身近なところでの気軽な相談から専門的な相談まで、住民のニーズに即した情報提供や相談支援体制の一層の充実を図るとともに、住民の生活課題・ニーズに対して適切に対応できる仕組みづくりを目指します。

第3章 基本施策とその展開

1 基本目標と方針

基本目標 1

日常生活圏内で支え合い、助け合う仕組みをつくる

方針 1 地域福祉活動への参加の促進

方針 2 地域の見守り体制の強化

方針 3 地域の交流の場づくり

基本目標 2

地域福祉活動に主体的に参加する人づくり・組織づくりを行う

方針 1 地域福祉を支える人材づくり

方針 2 福祉教育の推進

方針 3 情報提供・発信の充実

基本目標 3

地域で生活しやすい環境づくり

方針 1 介護予防の促進

方針 2 移動手段の充実

基本目標 4

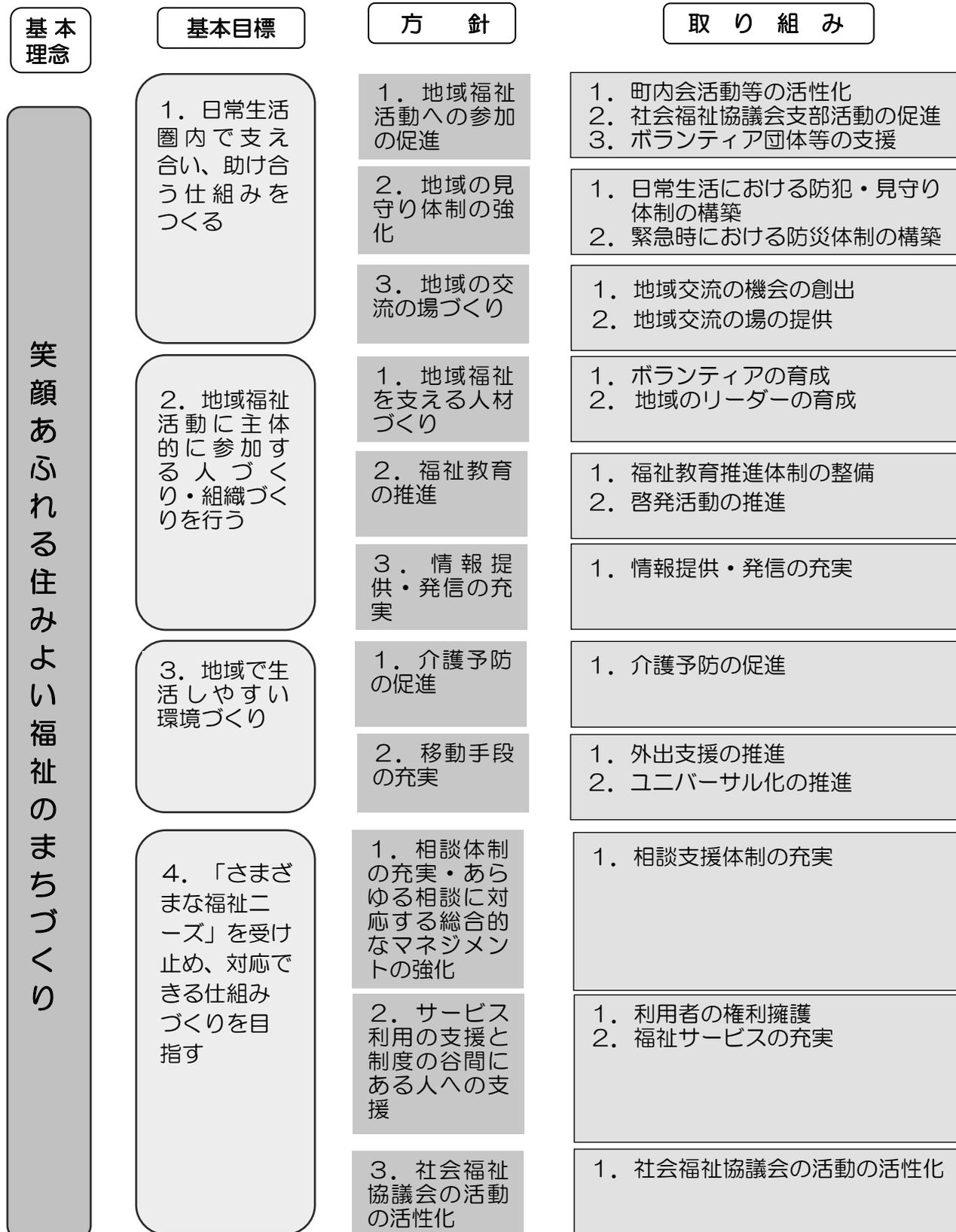
「さまざまな福祉ニーズ」を受け止め、対応できる仕組みづくりを目指す

方針 1 相談体制の充実・あらゆる相談に対応する総合的なマネジメントの強化

方針 2 サービス利用の支援と制度の谷間にある人への支援

方針 3 社会福祉協議会の活動の活性化

【計画の体系図】



2 計画の取組

基本目標 1

日常生活圏内で支え合い、助け合う仕組みをつくる

方針 1 地域福祉活動への参加の促進

現状と課題

多様化する福祉ニーズに対応し、町民参加による地域福祉を推進する上で、町内会や社会福祉協議会支部、ボランティア等の地域の活動は重要な役割を担っています。これらの団体の主体的な活動を支援し、地域で展開している事業の一層の充実を図っていくことが必要です。

町では、町内会や社会福祉協議会支部、ボランティア等の各種団体が地域で活動を展開しているほか、社会福祉協議会による地域活動を推進しています。

今後も、地域活動を促進するため、町民による自主的活動を支援していきます。

また、高齢化が進み、団塊世代の退職も進む中で、豊かな経験や知識を活かし、地域福祉活動の担い手として高齢者に期待される役割は大きいことから高齢者の活動への参加を促していく必要があります。

取り組み

- (1) 町内会活動等の活性化
- (2) 社会福祉協議会支部活動の促進
- (3) ボランティア団体等の支援

町内会活動等の活性化

方向性

身近な地域活動団体である町内会活動や老人クラブ活動について、加入促進なども含め支援していきます。

施策の展開

町民・地域に期待されること	<ul style="list-style-type: none"> ○各自が町内会や老人クラブに加入するよう心がけます。 ○町内会に加入していない人に対しては、加入するよう働きかけます。 ○町内会の行事を工夫するなど、現在加入していない人でも入りたくなるような魅力的な活動を行うよう、町内会活動のあり方を見直します。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ活動の中心となる町内会への加入促進を町内会長等をはじめとする関係機関と連絡調整を図り加入を促進します。 ○町内会の福祉活動への支援に取り組みます。 ○老人クラブ連合会と単位老人クラブの活動を支援します。
社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会支部の各種事業活動において、小地域単位、さらには町内会単位での活動や事業を展開します。

小地域福祉活動の展開					
事業名	事業内容				
小地域・町内会単位での事業の展開(社会福祉協議会支部活動)	町民の主体的な地域福祉活動を充実させるため、地域の福祉ニーズに応じたきめ細やかな社会福祉協議会支部活動を展開します。				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施	実施	実施	実施	実施

社会福祉協議会支部活動の促進

方向性

地域福祉活動の促進に向けて、その地区に住む町民が中心となって福祉活動に取り組んでいる社会福祉協議会支部の活動を支援します。

施策の展開

町民・地域に期待されること	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会支部の活動について知るよう心がけます。 ○社会福祉協議会支部の活動に参加するよう心がけます。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会支部の活動について周知を図ります。

社会福祉協議会 が取り組むこと	<p>○住民主体による地域福祉活動をきめ細やかに推進していくために その専門職である社協コミュニティワーカーを支部単位に置き、社 会福祉協議会支部活動の展開方法や要援護者への専門的な関わり など地域支援活動を展開します。</p> <p>○社会福祉協議会支部の活動を円滑に展開するために、支援を行いま す。</p>
--------------------	--



地域福祉活動活発化のための支援					
事業名	事業内容				
社協コミュニティワーカー 等による支援	社協コミュニティワーカーを配置し、町民の地域福祉活動や専門的な 地域支援を行います。				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	準備・実施	実施	実施	実施	実施

社会福祉協議会支部活動の支援					
事業名	事業内容				
社会福祉協議会支部活動 費等の助成	町民の主体的な地域福祉活動を推進するため、社会福祉協議会支部に 対し、活動費を助成します。				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施	実施	実施	実施	実施
事業名	事業内容				
社会福祉協議会連絡会議 の開催	社会福祉協議会支部相互の交流と情報交換を通じて、社会福祉協議会 支部活動の活性化を図るため、連絡会議を開催します。				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施	実施	実施	実施	実施



ボランティア団体等の支援

方向性

既存の地域福祉推進に関するボランティア団体等に対し、一層の活動の充実に向けて支援を行います。

施策の展開

町民・地域に期待されること	○地域の中で活動するボランティア団体と積極的に交流を図ります。
行政の役割	○ボランティア団体の活動を支援し、協力と連携を進めます。 ○ボランティア団体などを対象とした各種講座を開催し、活動の資質向上を図ります。
社会福祉協議会が取り組むこと	○ボランティアセンターの様々な機能を強化し、ボランティア団体などの活動支援を行います。

ボランティア活動への支援					
事業名	事業内容				
ボランティアセンターの機能の充実	センターの有している相談、マネジメント、登録・斡旋、情報収集・提供、調査・研究・提案、人材養成・育成、活動プログラム等開発・提供、災害支援、活動の場・機材等提供機能を強化します。				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施	実施	実施	実施	実施

方針2 地域の見守り体制の強化

現状と課題

犯罪をよせつけず、災害に強く、安全で安心して暮らすことのできるまちづくりには、関係機関との連携や、日ごろからの家庭・地域でのコミュニケーションを図っていくことが重要です。町では、安全で安心なまちづくりの推進に向けて、防犯パトロールをはじめとした各種防犯活動や自主防災組織の育成強化などをはじめとした防災体制づくりを推進しています。今後も、町民の理解と協力を得ながら、関係機関と連携し、見守り体制の充実など地域ぐるみの防犯活動の充実、強化に努めるとともに、地震、火災、土砂災害などの災害に備え、防災体制の一層の充実を図っていく必要があります。

取り組み

- (1) 日常生活における防犯・見守り体制の構築
- (2) 緊急時における防災体制の構築

日常生活における防犯・見守り体制の構築

方向性

地域で安全・安心に暮らせるよう、日ごろからの防犯活動や見守り活動を推進します。

施策の展開

町民・地域に期待されること	<p>○町民自らが近所の独居高齢者などに気を配り、声かけなどを行うよう心がけます。</p> <p>○自主防犯パトロール団体や子どもの登下校見守りボランティア、小地域見守り活動等に参加するように心がけます。</p> <p>○声かけ・自宅訪問・見守り活動などを地域のボランティアや町内会等の既存の団体が連携して行うよう検討します。</p> <p>○自主防犯パトロール活動を組織し、活発に活動します。</p>
行政の役割	<p>○町民自らの安全を確保するために、防犯に対する知識の普及や意識の高揚を図るなど、町民が行う防犯の実践を支援します。</p> <p>○安全安心パトロール隊の育成強化、及び全地域への拡大に努めます。</p> <p>○子どもを見守り育てる地域ボランティアの掘り起こしなど、地域ぐるみで子どもを見守り育てる体制を整備します。</p>
社会福祉協議会が取り組むこと	<p>○小地域を単位とする「福祉ニーズの把握・発見システム」機能として、要援護者一人ひとりの生活を支えるための見守りや安否確認、緊急時の対応等を行う小地域見守り活動などを強化します。</p>

防犯・見守り体制の強化					
事業名	事業内容				
ほのほの21推進事業の充実	高齢者や障がい者をはじめ、誰もが共に支え合い、安心して暮らせるような地域福祉社会を構築することを目的とした、住民による見守りの強化を図る事業です。				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施	実施	実施	実施	実施
事業名	事業内容				
福祉安心電話（緊急通報体制整備事業）の実施	ひとり暮らし高齢者に対して、緊急通報装置（福祉安心電話）を設置し、体調急変時など設置者からの自己発信により緊急時に迅速な対応を図ります。				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施	実施	実施	実施	実施
事業名	事業内容				
配食サービス事業の実施	ひとり暮らし等で食事の調理が困難な高齢者に対し、栄養のバランスのとれた食事を調理し居宅に訪問して提供することにより、高齢者の栄養管理や健康維持の一助とし、更に見守り支援を兼ね備えた事業です。				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施	実施	実施	実施	実施



緊急時における防災体制の構築

方向性

町民の安全を確保するため、災害時や緊急時の支援体制を構築します。

施策の展開

<p>町民・地域に期待されること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○日ごろから、避難場所や防災設備を確認するなど災害に備えるよう心がけます。 ○地域で行われる防災訓練に積極的に参加するよう心がけます。 ○自主防災組織を組織し、活発に活動します。 ○防災訓練、災害発生時のマニュアルの作成、防災マップの作成など
----------------------	--

町民・地域に期待されること	災害時に備える体制を整えます。 ○地域における相互の支援体制の強化を図るとともに、要援護者情報の把握、台帳への登録を進め、平常時からの見守り体制の充実を図ります。
行政の役割	○自主防災組織の重要性を啓発し育成・強化に努めます。 必要な地域のハザードマップの作成を行うほか、避難行動計画の周知などを行い、避難体制を確立します。 ○高齢者や障がい者などに配慮した災害時要援護者対策を進めます。 ○要援護者情報の把握、台帳への登録を促します。さらに、災害時における福祉避難所の設置、支援スタッフの配置、ボランティアとの連携、物資等の配布、相談窓口の設置など、要援護者支援体制を構築します。
社会福祉協議会が取り組むこと	○災害ボランティア普及啓発のための入門講座の開催や災害ボランティアセンターが効果的に機能するための体制を整備します。

緊急時・災害時の支援体制の確立					
事業名	事業内容				
災害ボランティアセンターの設置運営マニュアルの作成と活用	災害ボランティアセンターを迅速に設置し、効果的に運営するために設置運営マニュアルを策定します。				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	準備	実施	実施	実施	実施

方針3 地域の交流の場づくり

現状と課題

支え合い・助け合いのある地域にしていくためには、近所付き合いをはじめとした地域の中での交流が活発であることや、町民同士がお互いに理解を深めたり課題を見つけ、解決に向けた取り組みを話し合っていく機会が必要となります。

町では、コミュニティづくりの支援として、公民館や集会場等の公共施設の利用促進を図るとともに、支え合いの地域をつくるために、地域交流の機会の創出や地域交流の場の提供を目指します。

取り組み

- (1) 地域交流の機会の創出
- (2) 地域交流の場の提供



地域交流の機会の創出

方向性

近所付き合いを大切にし、地域行事への参加を促進するなど、地域交流の機会を創出します。



施策の展開

町民・地域に期待されること	<ul style="list-style-type: none"> ○隣近所や地域の人と積極的にあいさつを交わすなど、近所付き合いを大切にするよう心がけます。 ○各自が地域の行事などに参加するように心がけます。 ○地域の学校行事に参加するなど、学校を通じた交流を行います。 ○地域の行事などを通し、地域交流を行います。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○町民が地域のイベントに参加し地域交流が図れるよう、各地域でのイベント情報の広報などを行います。 ○町民の交流を促進するため、誰もが気軽に参加できるイベントを企画・実施するよう検討します。
社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や町民同士のつながりや結びつきを強めるため、社会福祉協議会支部において高齢者や障がい者、異世代間等のふれあい・交流型のイベントを実施します。

多様な人々のふれあい・交流活動の充実

事業名	事業内容				
地域ふれあい交流事業の企画・実施	共生社会の実現、地域の支え合い機能を強化するために、ふれあい・交流型のイベントを実施します。				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施	実施	実施	実施	実施

地域交流の場の提供

方向性

地域交流を活性化するため、身近な地域において誰もが気軽に集い、交流を深めることができる場の充実を図ります。

施策の展開

町民・地域に期待されること	<ul style="list-style-type: none"> ○気軽に集まれるサロン活動を行います。 ○高齢者や障がい者やその家族などが気軽に集い、交流できる場をつくれます。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設において、活動の場の環境整備を図ります。 ○公共施設の空きスペースの有効活用を図るなど、町民活動の拠点を整備します。 ○地域交流の場について、情報提供に努めます。
社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○ソーシャルインクルージョン（排除ではなく、社会の構成員として包み支え合えるような社会福祉の構築）の理念に基づく福祉のまちづくりを推進します。 ○町民主体による地域福祉活動を支援します。

「居場所」づくりの推進					
事業名	事業内容				
「通いの場」づくり	共生社会の実現を目指し、学校や家庭などとは違う、人との関わりのある安心して居ることのできる「居場所」づくりを推進します。				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施	実施	実施	実施	実施

基本目標2

地域福祉活動に主体的に参加する人づくり

- ・組織づくりを行う

方針1 地域福祉を支える人材づくり

現状と課題

福祉活動をはじめとしたまちづくりへの町民参画は必要不可欠なものとなっています。地域での活動を活発にし、地域福祉の体制を整えていくためには、行政のサービスだけでなく、ボランティアや関係団体など地域の様々な人が積極的に関わっていくことが必要です。地域活動や行事を行う際に音頭を取る人や、役員になる人が少なくなっているという声があげられ、地域活動のリーダー不足が指摘されています。

町では、現在社会福祉協議会支部協力員や、町内会、民生委員・児童委員、ボランティアなどが活動しています。今後もより一層活動への参加を促していく必要があります。

取り組み

- (1) ボランティアの育成
- (2) 地域のリーダーの育成



ボランティアの育成

方向性

ボランティアに関する啓発活動や、ボランティア体験講座などを通じ、ボランティア活動への関心を高め、ボランティアの育成を図ります。

施策の展開

町民・地域に期待されること	<ul style="list-style-type: none">○ボランティア活動に参加するよう心がけます。○家族がボランティア活動に参加する場合はできる限り協力します。○ボランティアをする時には他の人にも声をかけあって行います。○地域の広報誌でボランティアの内容について詳しく載せ、常に募集をかけます。
---------------	---

行政の役割	○ボランティアなど、活動団体の活動状況をイベントや多種の媒体を通じ市民に情報を発信し、活動参加へのきっかけづくりを行います。 ○ボランティア育成に関する講座を実施します。 ○社会福祉協議会と連携し、ボランティアの育成に努めます。
社会福祉協議会が取り組むこと	○多様な人材の福祉活動への参画を図るために、ボランティア活動者の発掘・養成に努めます。 ○ボランティアコーディネーター等による活動者への支援を行い、ボランティア活動の活性化を図ります。

ボランティア活動支援体制の整備					
事業名	事業内容				
ボランティアセンターの運営	相互支援を基本としたボランティア活動への参画・促進を図るため、ボランティアセンターの運営を行います。				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施	実施	実施	実施	実施

ボランティア活動への支援					
事業名	事業内容				
ボランティア登録等の斡旋	ボランティアを必要とする人等と活動者・団体を結ぶコーディネート機能を強化します。				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施	実施	実施	実施	実施
事業名	事業内容				
ボランティア機材等の貸出	ボランティア活動を支援するため、活動に必要な器具等の貸し出しを行います。				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	準備/検討	実施	実施	実施	実施
事業名	事業内容				
ボランティア保険の加入促進	ボランティア活動中におこる様々な事故に対する備えとして、ボランティア保険の加入を促進します。				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施	実施	実施	実施	実施

地域のリーダーの育成

方向性

地域福祉に関する活動を一層活性化していくために、地域福祉を担うリーダーの育成を推進します。

施策の展開

町民・地域に期待されること	<ul style="list-style-type: none"> ○町民自らが意識を高め、行事の際の音頭をとったり、進んで役員を引き受けるよう心がけます。 ○各自がリーダー育成の講座などに積極的に参加するよう心がけます。 ○リーダーや役員への負担が集中しないように、組織や地域全体でフォローします。
行政の役割	○地域づくりやコミュニティのリーダー養成を目指した対策を検討します。
社会福祉協議会が取り組むこと	○福祉教育推進セミナーなどを開催し、地域で活躍するリーダーを育成します。

地域福祉のリーダーの育成					
事業名	事業内容				
福祉教育推進セミナーの開催	福祉教育推進者を育成するため、その推進に必要な資質を習得できるセミナーを開催します。				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施	実施	実施	実施	実施

方針2 福祉教育の推進

現状と課題

社会の変化や少子高齢化、核家族化の進行が進み、地域社会での交流が減ってきており、思いやりやいたわりといった互いを思いあう心を育む機会が少なくなっています。地域福祉を推進していくためには、町民の一人ひとりが地域への関心を高め、助け合い・支え合いの心を持つことが必要です。

町では、福祉や町民自治意識向上に関する啓発活動や、学校教育の場における福祉教育

の推進を行っています。今後は、さらにあらゆる世代を対象とした学習機会の提供・福祉教育を充実するなど、地域福祉の啓発をより行う必要があります。

取り組み

- (1) 福祉教育推進体制の整備
- (2) 啓発活動の推進

福祉教育推進体制の整備

方向性

性別や年齢、障がいの有無、国籍に関わらず、すべての町民がお互いに思いやりの気持ちを持ち地域に愛着を持てるよう、福祉教育を推進します。

施策の展開

町民・地域に期待されること	○福祉に関する勉強会や研修へ積極的に参加するよう心がけます。 ○地域の中で、福祉に関する勉強会を開催します。 ○障がい者やその家族との交流を行うなど、幼い頃から福祉教育を進めます。
行政の役割	○子ども達の豊かな成長を促進するため、福祉教育を推進します。 ○生涯学習等を通じ、地域づくり・まちづくりを担う人材の育成に関する学習を支援します。
社会福祉協議会が取り組むこと	○町民の福祉に関する理解と関心を深めるといった福祉教育を推進するためボランティアセンターを運営します。 ○福祉を普及し理解の輪を広げ、活動に参画する町民を増やしていくため、福祉教育推進コーディネーター等による福祉教育活動を実践していきます。 ○地域の福祉課題や社会的問題に即した福祉教育を実施していきます。



福祉教育推進体制の整備					
事業名	事業内容				
小・中学校、高等学校を対象としたボランティア活動推進校事業の実施	小・中学校、高等学校におけるボランティア活動に対する助成を行い、ボランティア活動の促進や福祉教育の推進を図ります。				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施	実施	実施	実施	実施
事業名	事業内容				
地域主体の福祉教育を推進するための周知・啓発	小・中学校の児童、生徒に対してだけでなく、地域住民に対しても福祉教育の周知・啓発を行い、住民の福祉意識向上を図ります。				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施	実施	実施	実施	実施
事業名	事業内容				
福祉用具等の貸出	福祉教育・ボランティア活動で活用する福祉用具等の無料貸し出しを行います。				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施	実施	実施	実施	実施
事業名	事業内容				
中学・高校生を対象としたボランティアの体験活動の実施	地域のボランティア活動を体験し、その出会い・ふれあいを通じて福祉に対する理解と関心を高めるとともに、自らの生き方について学ぶ機会として実施します。				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施	実施	実施	実施	実施

啓発活動の推進

方向性

地域福祉に関する啓発に努め、地域で支え合うための交流活動の大切さや地域での支え合い・助け合いの意識を高めます。

施策の展開

町民・地域に期待されること	<p>○日常生活の中で、地域での出来事に関心を持つように心がけます。</p> <p>○周囲の人や情報が行きわたりにくい人にも伝え、地域の中で情報を共有します。</p>
---------------	---

行政の役割	○福祉をテーマとしたイベントや講演会などを実施し、福祉意識の高揚を図ります。
社会福祉協議会が取り組むこと	○福祉に関するイベントや講演会などを実施し、福祉意識の高揚を図ります。

福祉啓発プログラムの充実					
事業名	事業内容				
地域福祉推進大会の開催	町民や福祉関係者等が一堂に会し、福祉のまちづくりの実現に向けた取り組みを誓うとともに、社会福祉に功績のあった方々を讃えるため開催します。				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施	実施	実施	実施	実施
事業名	事業内容				
“ふくし”作文・絵コンクールの実施	福祉意識の高揚・啓発を目的に「“ふくし”の作文・絵コンクール」を実施します。				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施	実施	実施	実施	実施



方針3 情報提供・発信の充実

現状と課題

利用者が多様な福祉サービスを主体的に選び、安心して円滑に利用できるようにするためには、福祉制度・サービスについて世代に応じたわかりやすい情報提供を行う必要があります。

また、高齢者等を狙う悪質商法や特殊詐欺が後を絶ちません。被害防止のため周知・啓発に引き続き取り組む必要があります。

取り組み

(1) 情報提供・発信の充実

情報提供・発信の充実

方向性

誰もが福祉サービスに関する適切な情報が得られるよう、情報提供の充実を図ります。

施策の展開

町民・地域に期待されること	○広報あじがさわ等に目を通すなど、福祉サービスに関する情報を積極的に得るよう心がけます。 ○町や団体からの情報を、周囲の人や情報が行き渡りにくい人にも伝え、地域の中で情報を共有します。
行政の役割	○広報あじがさわやホームページを通して、行政情報や地域情報を提供します。 ○声の広報（防災無線）などを通し、障がい者にも配慮した情報提供の充実を図り、情報のバリアフリー化を推進します。
社会福祉協議会が取り組むこと	○社協だより「ふれあい」やホームページを活用し、ボランティア活動や地域福祉に関する様々な情報を提供します。

情報提供の充実					
事業名	事業内容				
社協だより「ふれあい」 発行・ホームページ活用	ボランティア活動や地域福祉に関する様々な情報を提供します。				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施	実施	実施	実施	実施

基本目標3

地域で生活しやすい環境づくり

方針1 介護予防の促進

現状と課題

近年では、高齢化と食生活の変化、運動不足などのライフスタイルの変化とともに、がんや、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病が増加し、これに起因して寝たきりや認知症などの要介護者も増加しています。地域の中でいつまでも安心して暮らしていくためには、健康づくりも欠かせない取り組みの一つです。

今後も、介護予防や地域医療の充実も含めた、一人ひとりのニーズに応じた健康づくりへの支援を行っていくことが必要です。

取り組み

(1) 介護予防の促進

介護予防の促進

方向性

高齢期になってもいきいきと暮らせるよう、介護予防を促進します。

施策の展開

町民・地域に期待されること	○介護予防について知り、生きがいづくりや介護予防に心がけます。 ○健康相談や介護予防の事業に参加するように心がけます。
行政の役割	○介護予防に関する普及啓発活動を行います。 ○高齢者スポーツや「生活支援・介護予防体制整備」事業の実施により、一般高齢者の生きがいづくりや介護予防を充実します。 ○特に介護予防が必要な特定高齢者に対して、適切な介護予防事業を行います。
社会福祉協議会が取り組むこと	○気軽にできる体操や認知症予防のための頭の体操など、健康維持の機能を取り入れた工夫したプログラムで「高齢者集いの場」事業等を実施します。

生きがい活動支援の充実					
事業名	事業内容				
高齢者集いの場（あつまりっこ等）事業等の実施	介護予防や認知症予防等を目的とし、工夫あるプログラムを取り入れたミニデイサービス等の事業を実施します。				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	検証・実施	検証・実施	検証・実施	検証・実施	検証・実施



方針2 移動手段の充実

現状と課題

高齢者や障がい者だけでなく、誰もが住み慣れた地域で暮らすには、町民の誰もが安心して外出し、自由に行動できる社会環境の整備が不可欠です。そのためには、行動を妨げるバリアとなっているものを取り除き、また一方では、公共交通機関等による移動手段の確保が重要です。

町では、コミュニティバスや買物バスといった町民の移動手段構築のため事業者との連携を強めています。

更に、医療機関等への移動手段確保に向けた有償移送



タクシー運行について協議を行い、有償移送タクシーの効率的運行を進めるほか、バリアフリー化や歩道の整備などを行い、誰もが安心して利用できるような交通・道路環境の充実が必要となります。



取り組み

- (1) 外出支援の推進
- (2) ユニバーサル化の推進

外出支援の推進



方向性

移動困難な方が外出や通院の際に困らないよう、気軽に利用できる移動手段を確保し、外出支援を推進します。

施策の展開

町民・地域に期待されること	<ul style="list-style-type: none"> ○出かける際に近所の人に声をかけ、必要に応じて買い物や送迎の手伝いをするよう心がけます。 ○地域で外出困難な方がいる場合は、地域のお店で配達サービスを行うことなどを検討します。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティバスや買物バスといった町民の移動手段構築に努めます。 ○一人ひとりのニーズに応じた外出支援ができるよう、移送サービスや福祉有償運送サービスの充実を図ります。 ○障がいのある人の移動支援を推進するとともに、公共施設などの、ユニバーサルデザイン化を進めます。
社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○移動・外出に関わる地域の福祉ニーズや社会資源等の実情を踏まえ、町民相互の支え合い・助け合いを基盤とした外出支援のあり方を研究します。

移動支援の充実					
事業名	事業内容				
有償移送サービス事業	要介護者・障がい者等を対象に、通院時の送迎を有償で実施します。				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施	実施	実施	実施	実施
事業名	事業内容				
安心お出かけバス運行事業	外出が困難な高齢者等を対象とした外出（買い物）支援バスを有償で実施します。				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施	実施	実施	実施	実施
事業名	事業内容				
有償移送運転者講習事業	高齢者や障がい者の移送サービス実施するにあたり、必要な資格の取得支援するための講習会を開講します。				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施	実施	実施	実施	実施

ユニバーサル化の推進

方向性

安心して移動ができるよう、地域の中の施設や道路について、利便性・安全性向上のためにユニバーサル化を推進します。

施策の展開

町民・地域に期待されること	<ul style="list-style-type: none"> ○点字ブロックに駐輪をしたり路上や障がい者等専用駐車場に駐車をしたりしないよう心がけます。 ○町内会などの地域の組織で、危険箇所の点検を行います。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○生活道路のユニバーサル化や歩道の整備に努めます。 ○公共施設や公園、観光施設などのユニバーサル化を推進します。 ○公園などの再整備に際しては、観光客や地域住民など利用者の利便性向上に努めます。
社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○ユニバーサルデザインの啓発と情報提供などを行います。 ○移動支援用具の無料貸出を行います。

ユニバーサルデザインの推進					
事業名	事業内容				
情報提供活動(情報誌・ホームページ)の充実	情報誌やホームページにおいて、ユニバーサルデザインの啓発を行います。				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施	実施	実施	実施	実施
事業名	事業内容				
車いす等貸出事業の実施	ケガや病気等により一時的に車いすを必要とされている方に、車いすを無料で貸し出します。				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施	実施	実施	実施	実施

基本目標4

「さまざまな福祉ニーズ」を受け止め、対応できる
仕組みづくりを目指す

方針1 相談体制の充実・あらゆる相談に対応する総合的なマネジメントの強化

現状と課題

地域には、生活課題を抱える住民や、さまざまな人権に関する相談を必要とする住民がいます。そのような課題に対応するため、高齢者支援、障がい者支援、子育て支援、生活困窮者支援など多様な相談支援事業が実施されています。住民の生活課題が複雑・多様化する中、課題の早期発見及び総合的な対応が求められており、身近な相談窓口として個別アプローチを行い、行政をはじめ関係機関・団体等とのつなぎ役となるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の重要性が増しています。CSWが対応する相談内容は多岐にわたるとともに、相談件数は年々増加しています。

また、相談内容によっては長期にわたる支援が必要となる場合もあります。そのため、CSWによる相談支援体制の一層の充実が図られる必要があります。

団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）を目処に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活ができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進する必要があります。

取り組み

(1) 相談支援体制の充実

相談支援体制の充実

方向性

地域ぐるみで悩みや問題を解決できる仕組みづくりを進めるとともに、必要に応じて行政や関係機関につなげ、相談支援体制の充実を図ります。

施策の展開

町民・地域に期待されること	<ul style="list-style-type: none">○隣近所の人や、民生委員・児童委員などに関わりを持ち、地域の中で気軽に相談できる人をつくるよう心がけます。○不安や悩みがある場合、一人で悩まずに誰かに相談するように心がけます。○地域の中で、家族や隣近所の人との相談を気軽に聞けるような場を設けるようにします。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none">○身近な相談相手として、民生委員・児童委員や、身体障がい者相談員などの活動を促進します。○日常生活の悩みや困りごとに対する各種相談に応じるとともに、周知を図ります。○町の各種相談や社会福祉協議会、その他関係機関や専門機関との連携を深め、相談体制を強化します。○育児に不安を抱えた家庭を直接訪問し、育児支援や虐待の未然防止を図ります。○地域包括支援センターの窓口業務強化を図り、総合相談支援と権利擁護に努めます。
社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">○町民の抱えている多くの福祉の悩みに対応する相談窓口間で連携を図りながら、的確な情報をつないでいく体制づくりを進めます。

相談機能の充実					
事業名	事業内容				
相談受付体制の強化	職員研修の体系化、相互の情報共有化や相談シートの整備等、基本的な相談受付体制の強化を進めます。				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施	実施	実施	実施	実施
事業名	事業内容				
法律相談への紹介	日常生活上の様々な問題・トラブル等について、法律の専門家である弁護士（法テラス鯉ヶ沢事務所）への橋渡しを行います。				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施	実施	実施	実施	実施
事業名	事業内容				
たすけあい資金・生活福祉資金等の貸付事業の実施	低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯などの経済的自立と生活意欲の向上を支援するため、各種資金の貸付け（相談）を行います。				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施	実施	実施	実施	実施
事業名	事業内容				
ボランティア・福祉教育相談機能の充実	ボランティア活動や福祉教育に関する相談機能の充実を図ります。				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施	実施	実施	実施	実施
事業名	事業内容				
障がい者相談支援（一般・特定）事業	障がい者等またはその家族等からのさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、関係機関等との連絡調整や権利擁護のために必要な援助を行います。				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施	実施	実施	実施	実施
事業名	事業内容				
生活困窮自立支援相談窓口との連携	貸付事業や法外援護事業等の実施、行政・関係機関・地域との協働により、生活困窮者への支援を行います。				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施	実施	実施	実施	実施

方針2 サービス利用の支援と制度の谷間にある人への支援

現状と課題

住民が主体的に福祉サービスを選べるようになってきた中で、「福祉サービスを選び、決定すること」が困難な人への支援も同時に充実させていかなければなりません。支援するサービスとして、日常生活自立支援事業及び成年後見制度があります。

介護保険や障がい者支援など個別分野の福祉サービスは充実してきましたが、それぞれの福祉制度にあてはまらない谷間にある人への支援や、公的なサービスでは対応できない多様なニーズ、保証機能が求められる支援に応えるための体制づくりに取り組むことが重要です。

取り組み

- (1) 利用者の権利擁護
- (2) 福祉サービスの充実

利用者の権利擁護

方向性

福祉サービスを利用する際に、自らの意志に基づいて適切なサービスを利用でき、利用者の権利が保障されるよう、権利擁護を進めます。

施策の展開

町民・地域に期待されること	○日常生活自立支援事業や成年後見制度について知るように心がけます。 ○必要に応じて日常生活自立支援事業や成年後見制度を利用するように心がけます。
行政の役割	○日常生活自立支援事業や成年後見制度に関する周知を図るとともに、利用の促進を行います。 ○地域での生活が困難な方が、自分らしい生活を維持できるよう、虐待や困難事例への対応について支援を行い、権利擁護に努めます。
社会福祉協議会が取り組むこと	○より多くの福祉情報を様々な方法で発信するとともに、高齢者や障がい者など、情報収集等が困難な方に対する権利を擁護し、地域での生活を支援します。

権利擁護の充実					
事業名	事業内容				
日常生活自立支援事業の充実	高齢者や障がい者の地域生活を支援するため、福祉サービスの利用に対する相談や情報提供、日常的な金銭管理などを行います。				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施	実施	実施	実施	実施
事業名	事業内容				
法人後見事業の充実	判断能力が十分でなくなっても、地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度活用の支援や後見人等の受任による財産管理・身上監護などを行います。				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施	実施	実施	実施	実施
事業名	事業内容				
福祉サービスにおける苦情の受付	苦情受付担当者を置き、面接・電話・書面等により福祉サービスにおける苦情などの相談に応じます。				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施	実施	実施	実施	実施
事業名	事業内容				
苦情解決第三者委員の設置	苦情解決のための「第三者委員」を設置し、社会福祉協議会が実施する事業やサービスに関する苦情に対して、客観的・中立的な立場で利用者の状況や特性に配慮した適切な対応を行います。				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	準備	実施	実施	実施	実施
事業名	事業内容				
地域あんしん生活保証相談機能の実施	地域生活を継続していくうえで保証の問題が「壁」として現れている人だけでなく、保証が必要となることを予防するための相談支援を行います。				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	準備	実施	実施	実施	実施



福祉サービスの充実

方向性

自分や地域の力では解決できないことについて、支援を必要としている人が必要な時に利用しやすい福祉サービスの充実を図ります。

施策の展開

町民・地域に期待されること	○福祉サービスについて知るように心がけます。 ○各自が適正な量の福祉サービスを使うように心がけます。
行政の役割	○児童福祉サービス、高齢者福祉サービス、障がい者福祉サービスなどの各種福祉サービスについて、必要量の確保や質の向上に努めます。
社会福祉協議会が取り組むこと	○事業者として、介護保険事業、障害者総合支援法による自立支援給付、地域生活支援事業に取り組みながら、独自の事業、住民主体の支え合い活動などを組み合わせて豊かな地域生活の実現を目指します。 ○誰もが住み慣れた地域で家族やその地域の人たちとともに安心して生活できる地域社会づくりを目指して、より身近な小地域を単位としたきめ細やかな地域ケア体制を進めていきます。

生活支援サービスの充実

事業名	事業内容				
介護保険(居宅・訪問介護・通所介護・訪問入浴・福祉用具貸与・グループホーム)事業の実施	介護保険における在宅サービスを実施します。 ①居宅介護支援事業：介護支援専門員（ケアマネジャー）によるケアプラン作成、関係機関等の連絡・調整を行います。 ②訪問介護事業：訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭訪問し、身体介護や生活援助等を行います。 ③通所介護事業：デイサービスセンターにおいて、日常生活介護やレクリエーション等を行います。 ④訪問入浴：自宅の浴槽では入浴が困難な方に対し移動入浴車で、浴槽を自宅に持ち込み入浴介助を行います。 ⑤福祉用具貸与：車いすや介護ベッドなど、保険適用の対象となる福祉用具をレンタルします。 ⑥グループホーム：認知症の高齢者が少人数（5人～9人）の住居に共同で生活し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を受けることができます。				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施	実施	実施	実施	実施

事業名	事業内容				
障害者総合支援法等による 介護給付（居宅介護）事 業の実施	訪問介護員（ホームヘルパー）が障がい者の家庭を訪問し、身体介護 や家事援助、外出時の移動支援等を行います。				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施	実施	実施	実施	実施
事業名	事業内容				
生活支援サポート事業の 実施	介護保険制度などのサービス内容で対応できない方に対し、生活の質 の確保・在宅生活の維持などを目的に身体的・精神的負担の軽減を図 ります。				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施	実施	実施	実施	実施
事業名	事業内容				
高齢者自立支援デイサー ビス事業の実施	概ね65歳以上の高齢者を対象に、閉じこもりを予防し、心身の健康維 持や孤独感の解消を図るため、送迎・入浴・食事・レクリエーション・ 機能訓練等のサービスを提供します。				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施	実施	実施	実施	実施
事業名	事業内容				
日中一時支援事業の実施	障がい児（者）の家族の就労支援及び障がい児（者）を日常的に介護を している家族の一時的な休息のため日中における活動の場を提供し ます。				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施	実施	実施	実施	実施
事業名	事業内容				
フードバンク事業の実施	生活困窮世帯に対し食品の支援を行います。				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施	実施	実施	実施	実施
事業名	事業内容				
障がい福祉サービス拡充 支援	障がい児（者）が地域で安心した生活が可能となるようサービス拡充 に努めます。				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施	実施	実施	実施	実施

方針3 社会福祉協議会の活動の活性化

現状と課題

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的に設立された団体であり、地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを使命としています。

社会福祉協議会では、住み慣れた地域での生活支援や支え合い・助け合いの体制づくりに向けて様々な事業を展開しています。今後も、さらなる活動内容の充実を推進していく必要があります。

取り組み

- (1) 社会福祉協議会の活動の活性化

社会福祉協議会の活動の活性化

方向性

地域福祉を推進する上で中心的な役割を担う、社会福祉協議会の活動について活性化を図ります。

施策の展開

町民・地域に期待されること	○社会福祉協議会の活動を知るように心がけます。 ○会員制度への理解と協力を心がけます。 ○社会福祉協議会事業へ参加や協力することを心がけます。
行政の役割	○社会福祉協議会への支援強化と連携を進めます。
社会福祉協議会が取り組むこと	○町民から信頼される組織経営（組織、財務、事業等）を実現するため、鯉ヶ沢町社会福祉協議会としての使命及び経営理念に基づき、発展・強化プランを策定し、計画的な経営を進めていきます。 ○地域福祉を推進する中核的な組織としてふさわしい専門職（社協コミュニティワーカー、見守りコーディネーター、生活支援コーディネーター、ボランティアコーディネーターなど）を配置し、独自性と専門性を発揮した質の高い地域支援を行います。

社会福祉協議会の基盤強化					
事業名	事業内容				
発展・強化プランの策定、 推進	発展・強化プランを継続策定し、計画的な経営を進めます。				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	検討	準備	実施	実施	実施
事業名	事業内容				
社協コミュニティワーカー 等専門職配置の推進	地域福祉の専門職（社協コミュニティワーカー、見守りコーディネーター、生活支援コーディネーター、ボランティアコーディネーターなど）を配置し、質の高い地域支援活動を展開します。				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施	実施	実施	実施	実施

資料編

地域福祉に関するアンケート

住民の福祉に対する意識や地域活動への参加状況などの実態を把握するとともに、ご意見、ご提言を広くお聞きし、計画を策定するための基礎資料として活用することを目的に、住民アンケート調査を実施しました。

比率はすべて各設問の回答者の総数に対する百分比(%)を表しています。1人の対象者に複数の回答を求める設問では、回答の実数を表しています。
N＝集計対象者総数

調査対象者選定

鯉ヶ沢町在住の18歳以上の方、526名を対象に調査しました。

調査項目

社会福祉全般、ボランティア活動

調査方法

聞き取り調査又町内の事業所等へ持参し調査依頼を行いました。

調査期間

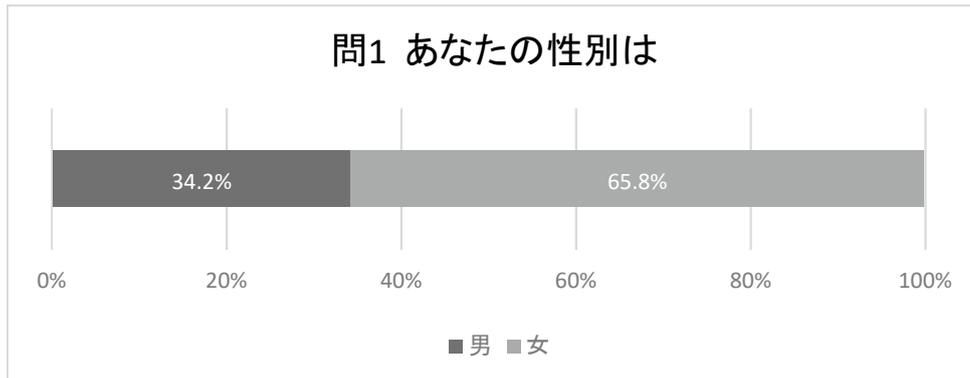
平成28年5月～平成28年11月

結 果

有効回収数 526 (100%)

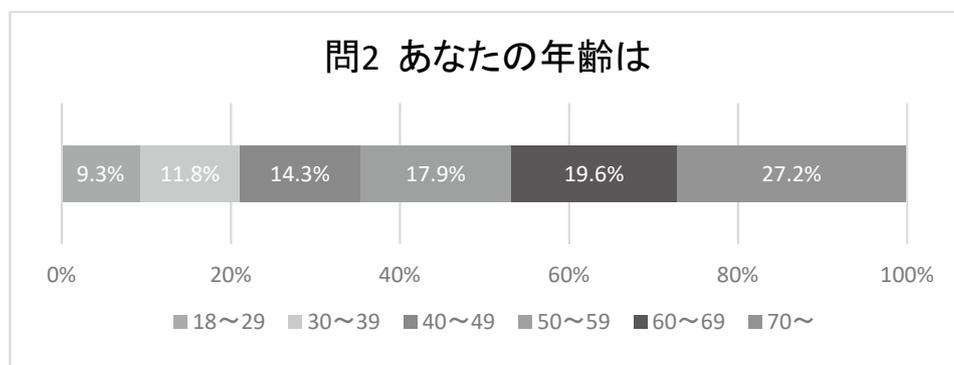
問1 あなたの性別は

	回答数	構成比
(1) 男	180	34.2%
(2) 女	346	65.8%
無回答	0	0.0%
計	526	100.0%



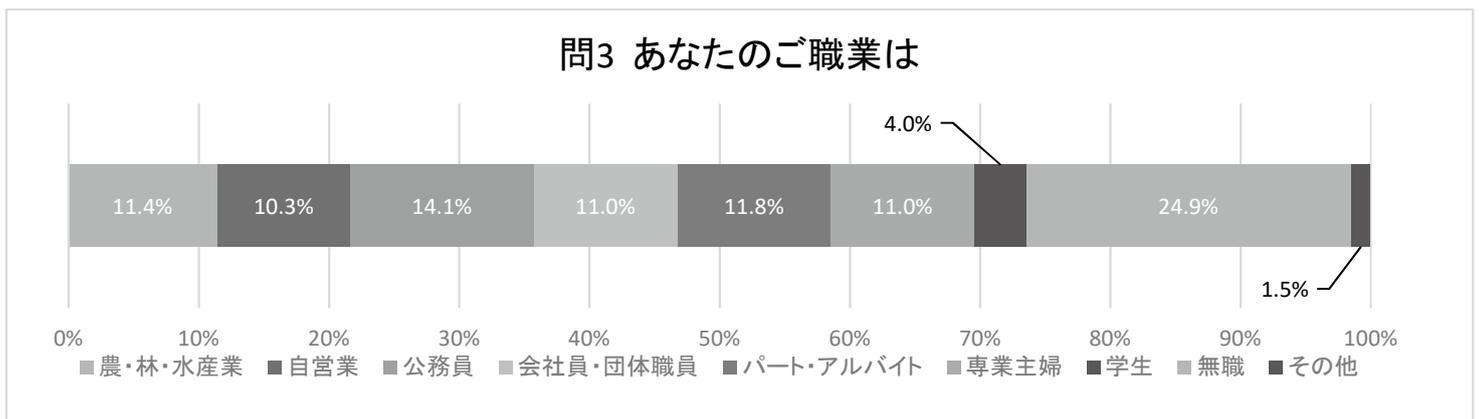
問2 あなたの年齢は

	回答数	構成比
(1) 18～29	49	9.3%
(2) 30～39	62	11.8%
(3) 40～49	75	14.3%
(4) 50～59	94	17.9%
(5) 60～69	103	19.6%
(6) 70～	143	27.2%
無回答	0	0.0%
計	526	100.0%



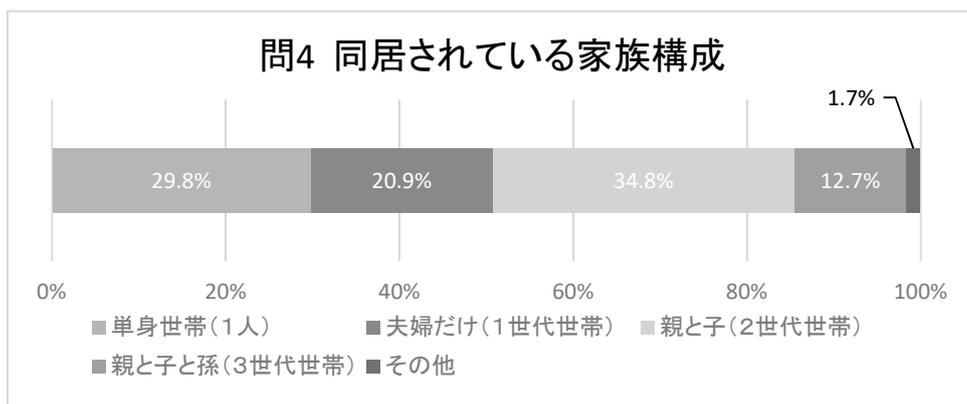
問3 あなたのご職業は

	回答数	構成比
(1) 農・林・水産業	60	11.4%
(2) 自営業	54	10.3%
(3) 公務員	74	14.1%
(4) 会社員・団体職員	58	11.0%
(5) パート・アルバイト	62	11.8%
(6) 専業主婦	58	11.0%
(7) 学生	21	4.0%
(8) 無職	131	24.9%
(9) その他	8	1.5%
無回答	0	0.0%
計	526	100.0%



問4 同居されている家族構成

	回答数	構成比
(1) 単身世帯（1人）	157	29.8%
(2) 夫婦だけ（1世代世帯）	110	20.9%
(3) 親と子（2世代世帯）	183	34.8%
(4) 親と子と孫（3世代世帯）	67	12.7%
(5) その他	9	1.7%
無回答	0	0.0%
計	526	100.0%

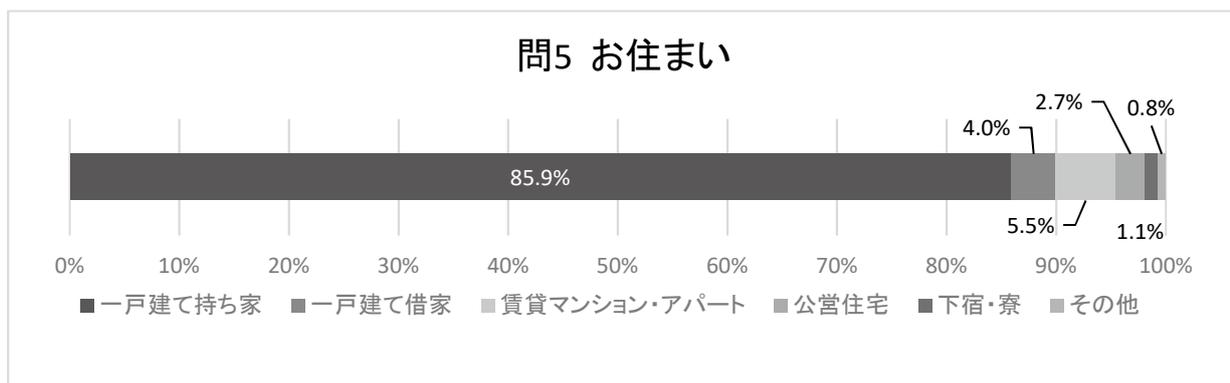


問4-1 問4「同居されている家族構成」でその他を選択

	回答数	構成比
(1) 記述	9	100.0%
無回答	0	0.0%
計	9	100.0%
・ 夫婦と親と姉		
・ 夫婦と義母		
・ 夫婦と孫		
・ 4世代		
・ 夫婦と義妹		
・ 祖母と孫		
・ 祖母と親と夫婦と子(4世代世帯)		

問5 お住まい

	回答数	構成比
(1) 一戸建て持ち家	452	85.9%
(2) 一戸建て借家	21	4.0%
(3) 賃貸マンション・アパート	29	5.5%
(4) 公営住宅	14	2.7%
(5) 下宿・寮	6	1.1%
(6) その他	4	0.8%
無回答	0	0.0%
計	526	100.0%



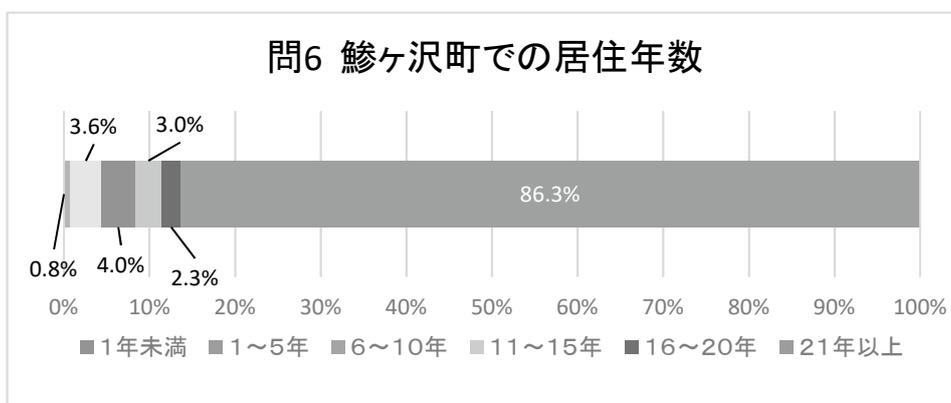
問5-1 問5「お住まい」でその他を選択

	回答数	構成比
(1) 記述	1	25.0%
無回答	3	75.0%
計	4	100.0%

・間借

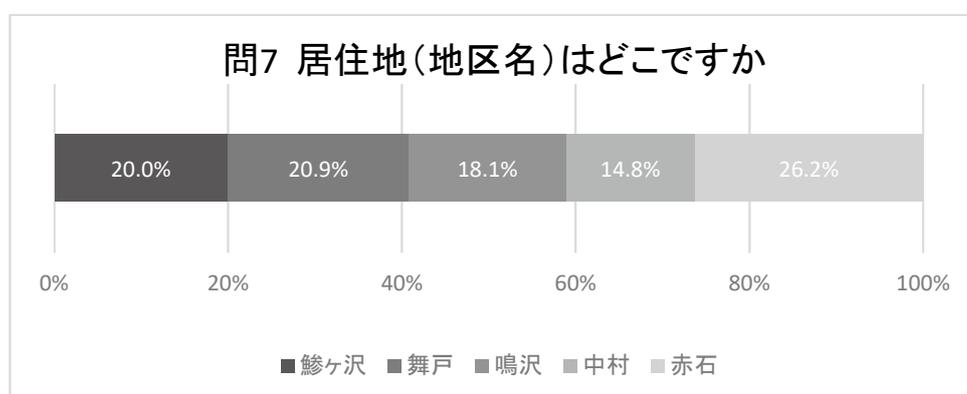
問6 鯉ヶ沢町での居住年数

	回答数	構成比
(1) 1年未満	4	0.8%
(2) 1～5年	19	3.6%
(3) 6～10年	21	4.0%
(4) 11～15年	16	3.0%
(5) 16～20年	12	2.3%
(6) 21年以上	454	86.3%
無回答		0.0%
計	526	100.0%



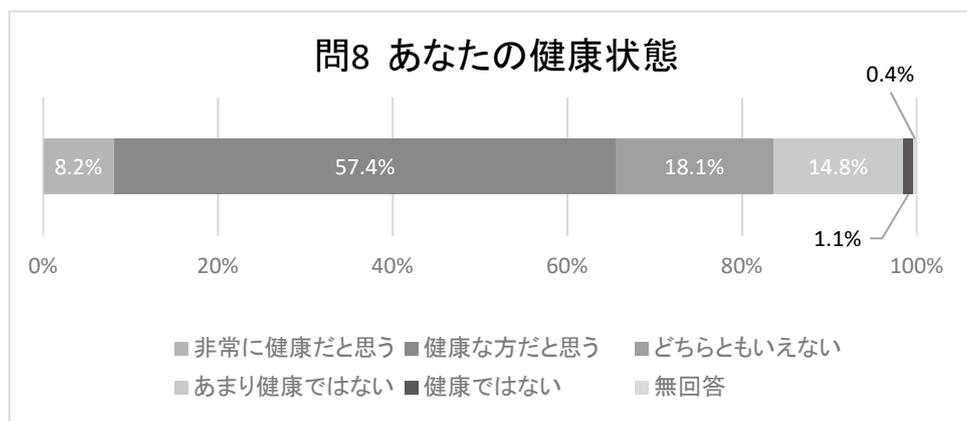
問7 居住地（地区名）はどこですか

	回答数	構成比
(1) 鯉ヶ沢	105	20.0%
(2) 舞戸	110	20.9%
(3) 鳴沢	95	18.1%
(4) 中村	78	14.8%
(5) 赤石	138	26.2%
無回答	0	0.0%
計	526	100.0%



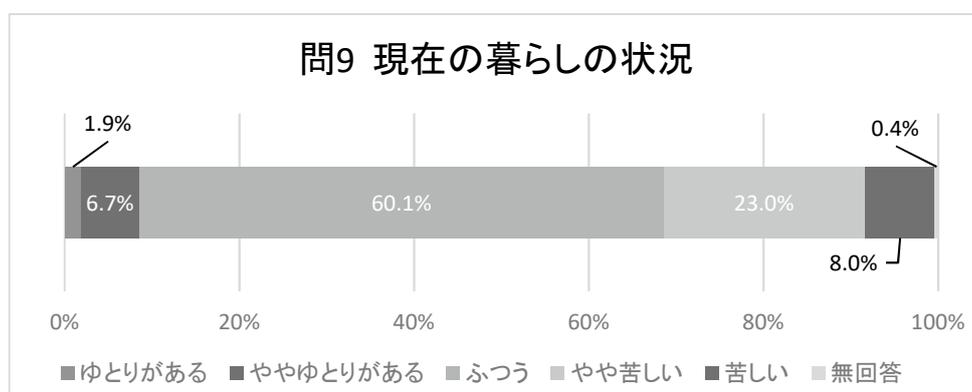
問8 あなたの健康状態

	回答数	構成比
(1) 非常に健康だと思う	43	8.2%
(2) 健康な方だと思う	302	57.4%
(3) どちらともいえない	95	18.1%
(4) あまり健康ではない	78	14.8%
(5) 健康ではない	6	1.1%
無回答	2	0.4%
計	526	100.0%



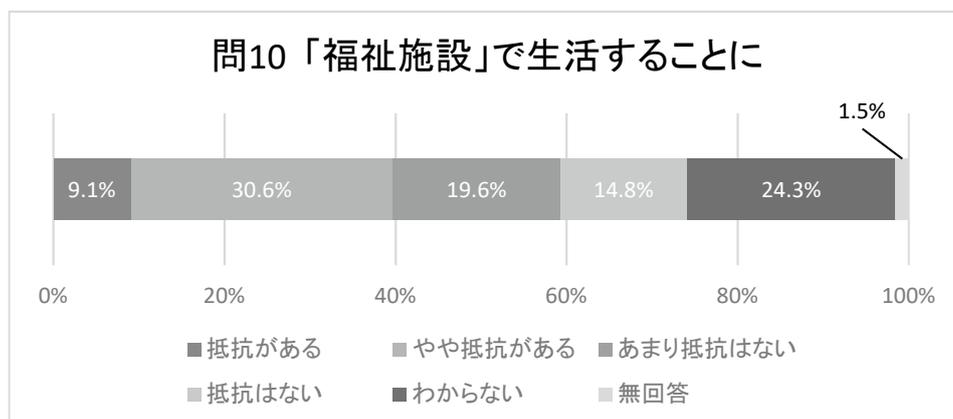
問9 現在の暮らしの状況

	回答数	構成比
(1) ゆとりがある	10	1.9%
(2) ややゆとりがある	35	6.7%
(3) ふつう	316	60.1%
(4) やや苦しい	121	23.0%
(5) 苦しい	42	8.0%
(6) 無回答	2	0.4%
計	526	100.0%



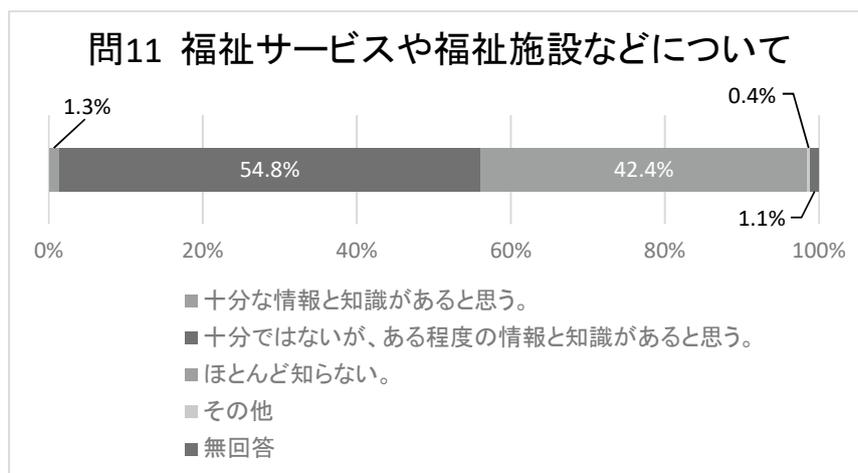
問10 「福祉施設」で生活することに

	回答数	構成比
(1) 抵抗がある	48	9.1%
(2) やや抵抗がある	161	30.6%
(3) あまり抵抗はない	103	19.6%
(4) 抵抗はない	78	14.8%
(5) わからない	128	24.3%
無回答	8	1.5%
計	526	100.0%



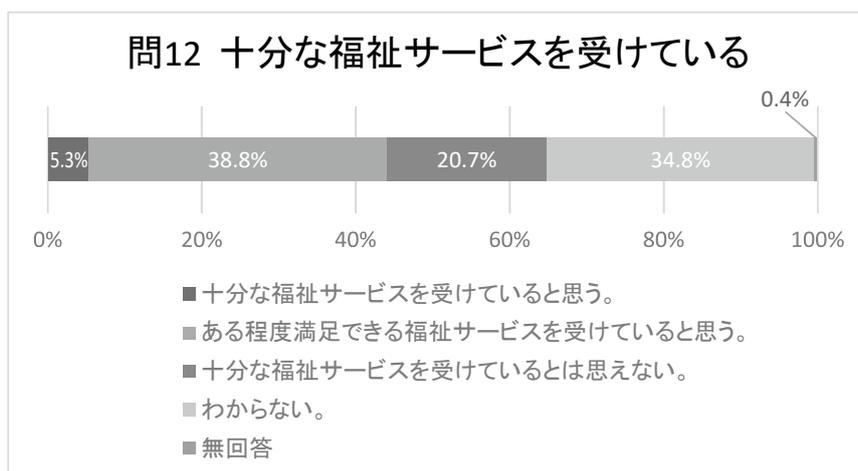
問 1 1 福祉サービスや福祉施設などについて

	回答数	構成比
(1) 十分な情報と知識があると思う	7	1.3%
(2) 十分ではないが、ある程度の情報と知識があると思う	288	54.8%
(3) ほとんど知らない	223	42.4%
(4) その他	2	0.4%
無回答	6	1.1%
計	526	100.0%



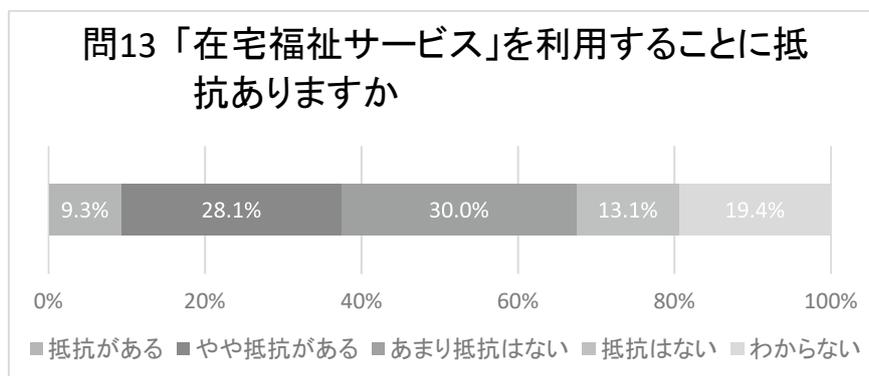
問 1 2 十分な福祉サービスを受けている

	回答数	構成比
(1) 十分な福祉サービスを受けていると思う	28	5.3%
(2) ある程度満足できる福祉サービスを受けていると思う	204	38.8%
(3) 十分な福祉サービスを受けているとは思えない	109	20.7%
(4) わからない	183	34.8%
(5) その他	0	0.0%
無回答	2	0.4%
計	526	100.0%



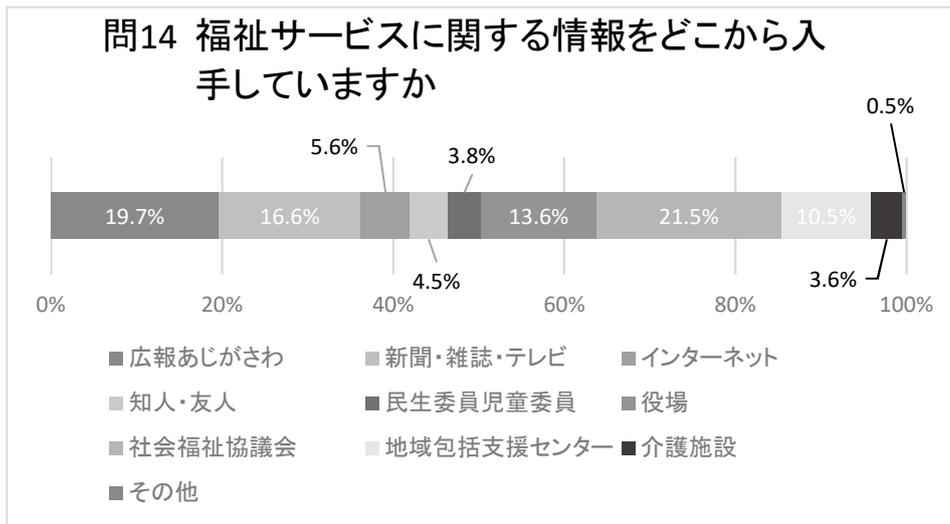
問13 「在宅福祉サービス」を利用することに抵抗ありますか

	回答数	構成比
(1) 抵抗がある	49	9.3%
(2) やや抵抗がある	148	28.1%
(3) あまり抵抗はない	158	30.0%
(4) 抵抗はない	69	13.1%
(5) わからない	102	19.4%
無回答	0	0.0%
計	526	100.0%



問14 福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか

	回答数	構成比
(1) 広報あじがさわ	297	19.7%
(2) 新聞・雑誌・テレビ	251	16.6%
(3) インターネット	85	5.6%
(4) 知人・友人	68	4.5%
(5) 民生委員児童委員	58	3.8%
(6) 役場	206	13.6%
(7) 社会福祉協議会	325	21.5%
(8) 地域包括支援センター	159	10.5%
(9) 介護施設	54	3.6%
(10) その他	8	0.5%
(11) 無回答	0	0.0%
計	1511	100.0%



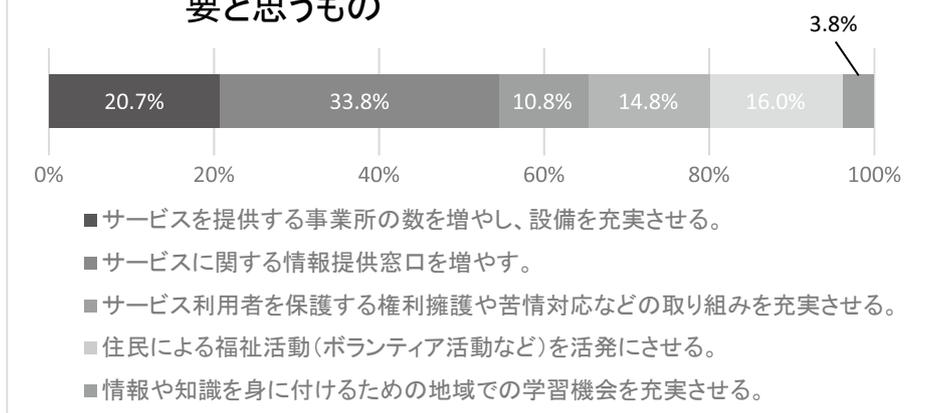
問14-1 問14「福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか」でその他を選択

	回答数	構成比
(1) 記述	2	25.0%
無回答	6	75.0%
計	8	100.0%
・特に情報収集していない		
・介護関係の会議など		

問15 福祉サービスを充実させるために、最も必要と思うもの

	回答数	構成比
(1) サービスを提供する事業所の数を増やし、設備を充実させる	109	20.7%
(2) サービスに関する情報提供窓口を増やす	178	33.8%
(3) サービス利用者を保護する権利擁護や苦情対応などの取り組みを充実させる	57	10.8%
(4) 住民による福祉活動（ボランティア活動など）を活発にさせる	78	14.8%
(5) 情報や知識を身に付けるための地域での学習機会を充実させる	84	16.0%
(6) その他	20	3.8%
無回答	0	0.0%
計	526	100.0%

問15 福祉サービスを充実させるために、最も必要と思うもの



問15-1 問15「福祉サービスを充実させるために、最も必要と思うもの」でその他を選択

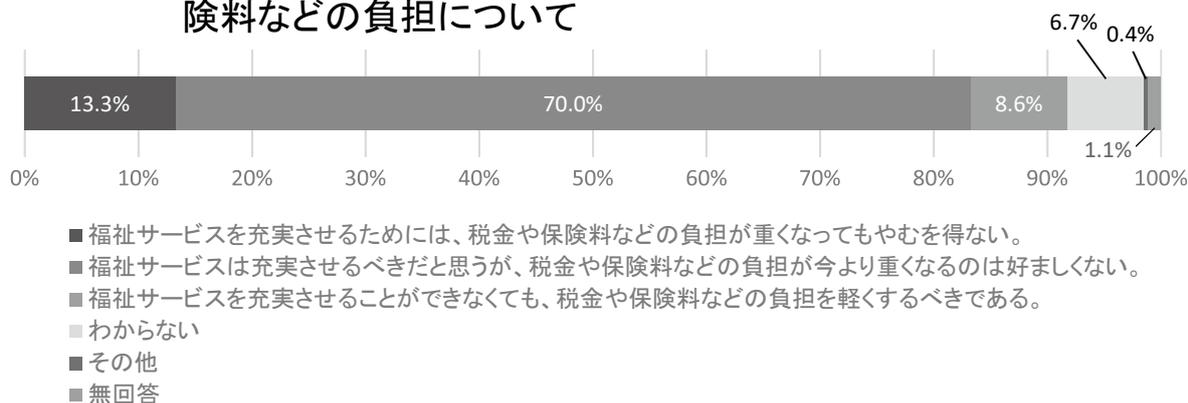
	回答数	構成比
(1) 記述	1	5.0%
無回答	19	95.0%
計	20	100.0%

・事業所への指導等

問16 福祉サービスを充実させることと、その財源となる税金や保険料などの負担について

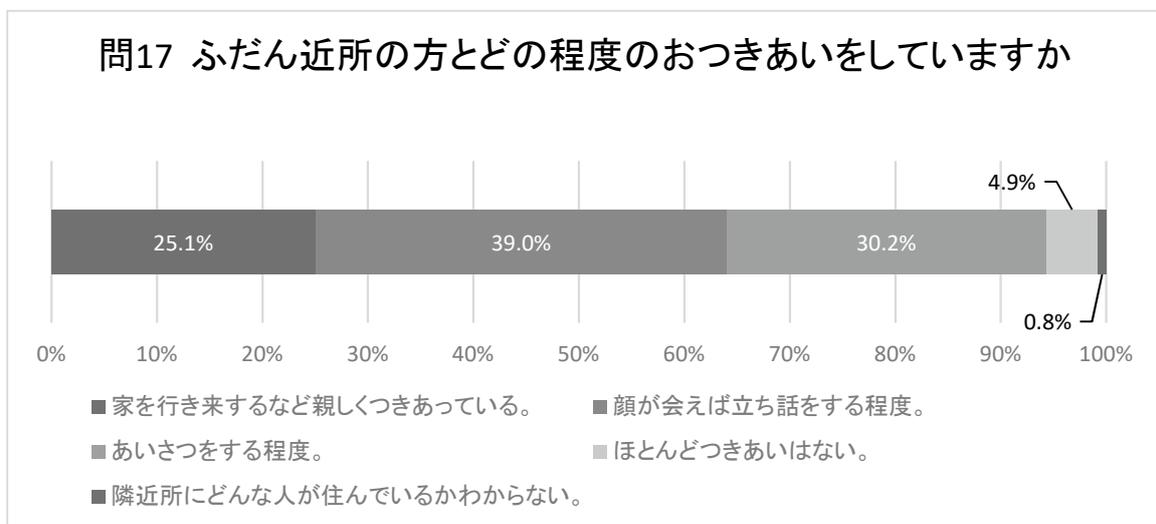
	回答数	構成比
(1) 福祉サービスを充実させるためには、税金や保険料などの負担が重くなってもやむを得ない	70	13.3%
(2) 福祉サービスは充実させるべきだと思うが、税金や保険料などの負担が今より重くなるのは好ましくない	368	70.0%
(3) 福祉サービスを充実させることができなくても、税金や保険料などの負担を軽くするべきである	45	8.6%
(4) わからない	35	6.7%
(5) その他	2	0.4%
無回答	6	1.1%
計	526	100.0%

問16 福祉サービスを充実させることと、その財源となる税金や保険料などの負担について



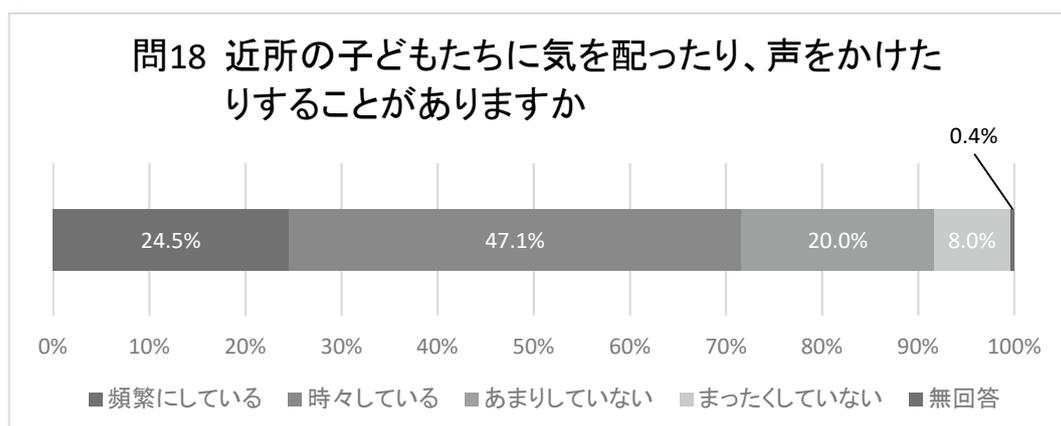
問17 ふだん近所の方とどの程度のおつきあいをしていますか

	回答数	構成比
(1) 家を行き来するなど親しくつきあっている。	132	25.1%
(2) 顔が会えば立ち話をする程度	205	39.0%
(3) あいさつをする程度	159	30.2%
(4) ほとんどつきあいはない。	26	4.9%
(5) 隣近所にどんな人が住んでいるかわからない。	4	0.8%
無回答	0	0.0%
計	526	100.0%



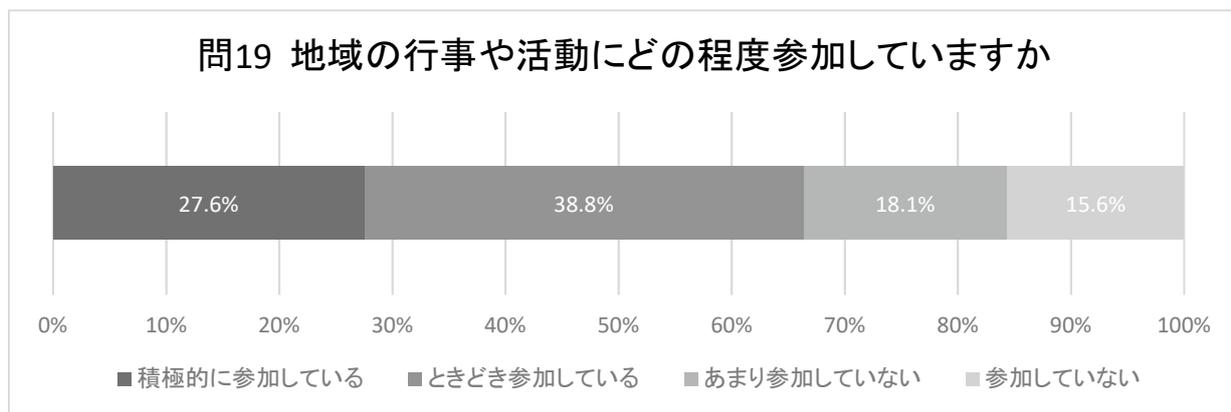
問18 近所の子どもたちに気を配ったり、声をかけたりすることがありますか

	回答数	構成比
(1) 頻繁にしている	129	24.5%
(2) 時々している	248	47.1%
(3) あまりしていない	105	20.0%
(4) まったくしていない	42	8.0%
(5) 無回答	2	0.4%
計	526	100.0%



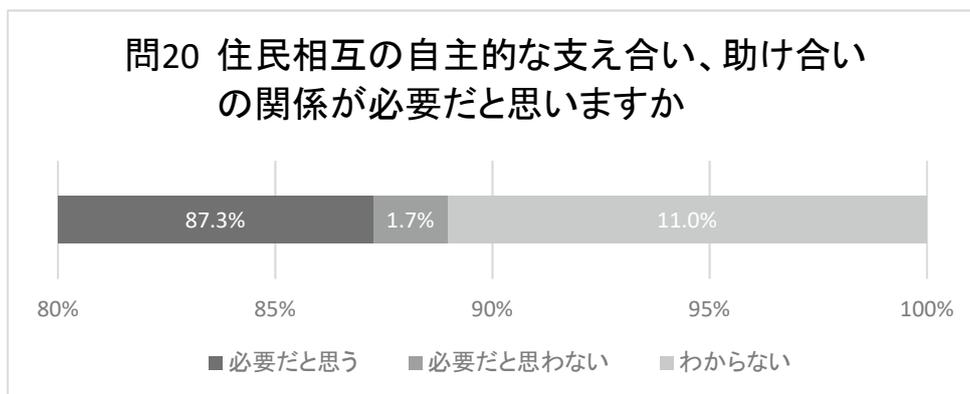
問 19 地域の行事や活動にどの程度参加していますか

	回答数	構成比
(1) 積極的に参加している	145	27.6%
(2) ときどき参加している	204	38.8%
(3) あまり参加していない	95	18.1%
(4) 参加していない	82	15.6%
無回答	0	0.0%
計	526	100.0%



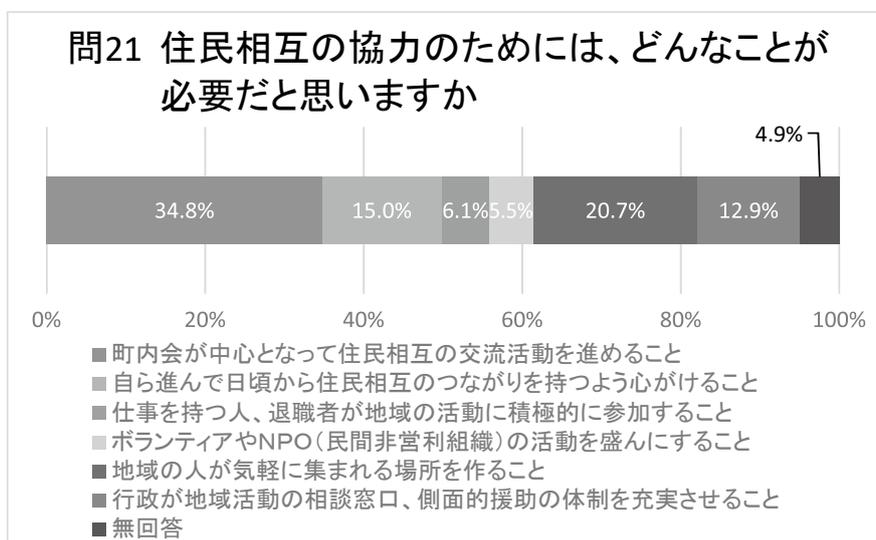
問 20 住民相互の自主的な支え合い、助け合いの関係が必要だと思いますか

	回答数	構成比
(1) 必要だと思う	459	87.3%
(2) 必要だと思わない	9	1.7%
(3) わからない	58	11.0%
無回答	0	0.0%
計	526	100.0%



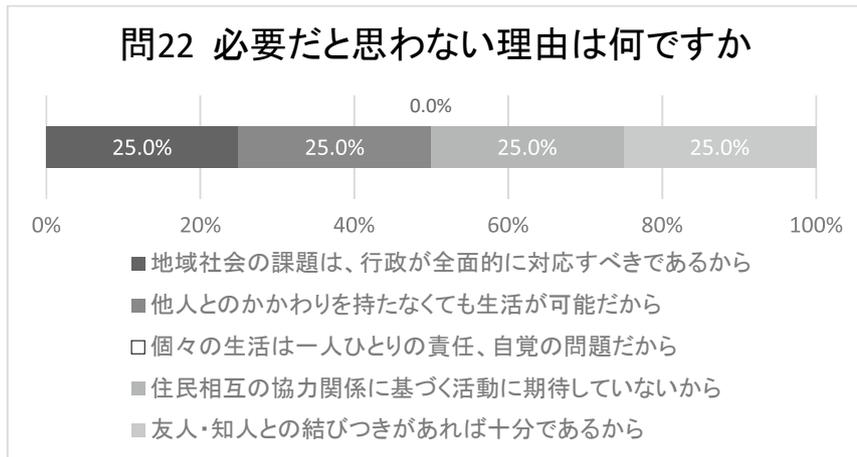
問 2 1 住民相互の協力のためには、どんなことが必要だと思いますか

	回答数	構成比
(1) 町内会が中心となって住民相互の交流活動を進めること	183	34.8%
(2) 自ら進んで日頃から住民相互のつながりを持つよう心がけること	79	15.0%
(3) 仕事を持つ人、退職者が地域の活動に積極的に参加すること	32	6.1%
(4) ボランティアやNPO（民間非営利組織）の活動を盛んにすること	29	5.5%
(5) 地域の人々が気軽に集まれる場所を作ること	109	20.7%
(6) 行政が地域活動の相談窓口、側面的援助の体制を充実させること	68	12.9%
(7) その他	0	0.0%
無回答	26	4.9%
計	526	100.0%



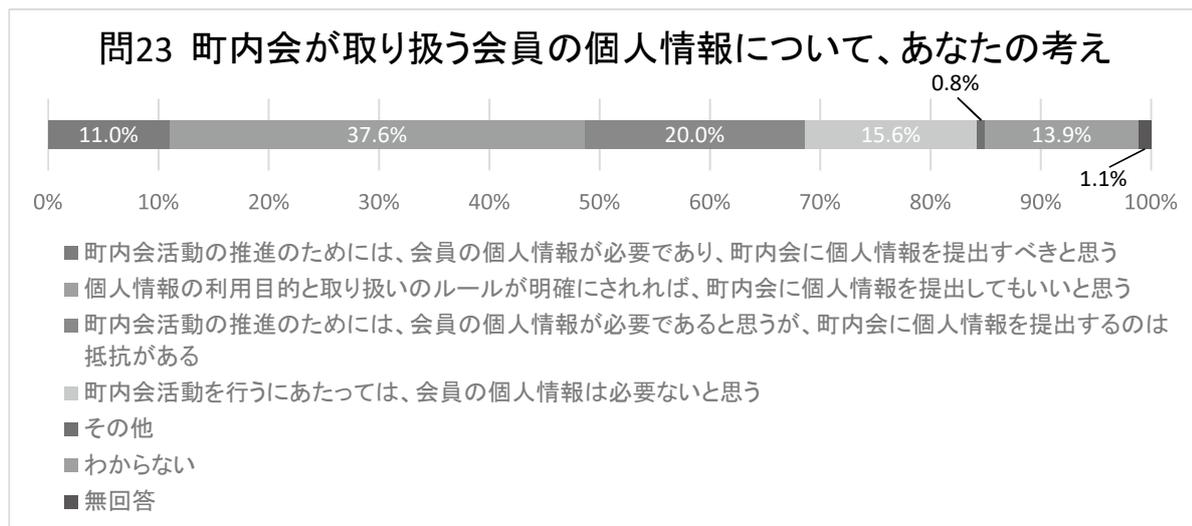
問 2 2 必要だと思わない理由は何ですか

	回答数	構成比
(1) 地域社会の課題は、行政が全面的に対応すべきであるから	1	25.0%
(2) 他人とのかかわりを持たなくても生活が可能だから	1	25.0%
(3) 個々の生活は一人ひとりの責任、自覚の問題だから	0	0.0%
(4) 住民相互の協力関係に基づく活動に期待していないから	1	25.0%
(5) 友人・知人との結びつきがあれば十分であるから	1	25.0%
(6) その他	0	0.0%
無回答	0	0.0%
計	4	100.0%



問 2 3 町内会が取り扱う会員の個人情報について、あなたの考え

	回答数	構成比
(1) 町内会活動の推進のためには、会員の個人情報が必要であり、町内会に個人情報を提出すべきと思う	58	11.0%
(2) 個人情報の利用目的と取り扱いのルールが明確にされれば、町内会に個人情報を提出してもいいと思う	198	37.6%
(3) 町内会活動の推進のためには、会員の個人情報が必要であると思うが、町内会に個人情報を提出するのは抵抗がある	105	20.0%
(4) 町内会活動を行うにあたっては、会員の個人情報は必要ないと思う	82	15.6%
(5) その他	4	0.8%
(6) わからない	73	13.9%
無回答	6	1.1%
計	526	100.0%



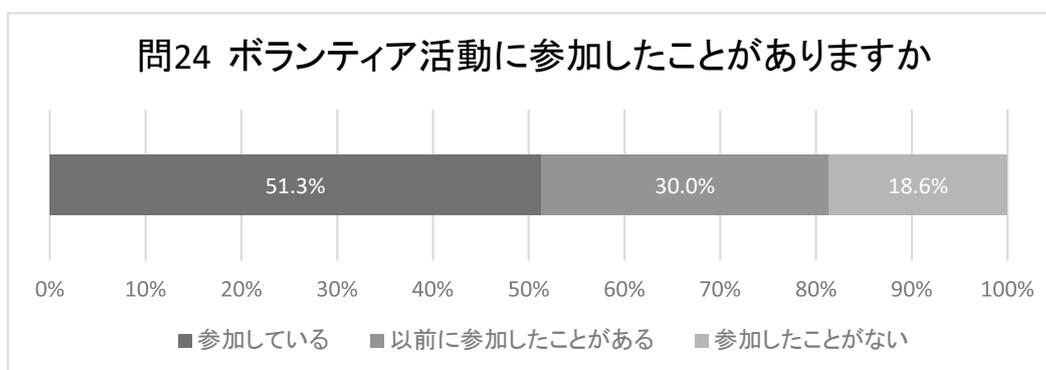
問 2 3 - 1 問 2 3 「町内会が取り扱う会員の個人情報について、あなたの考え」でその他を選択

	回答数	構成比
(1) 記述	3	75.0%
無回答	1	25.0%
計	4	100.0%

- ・名前、年齢くらいの簡単な個人情報なら提出してよい
- ・町内会活動によって個人情報の提供有無を決めたい

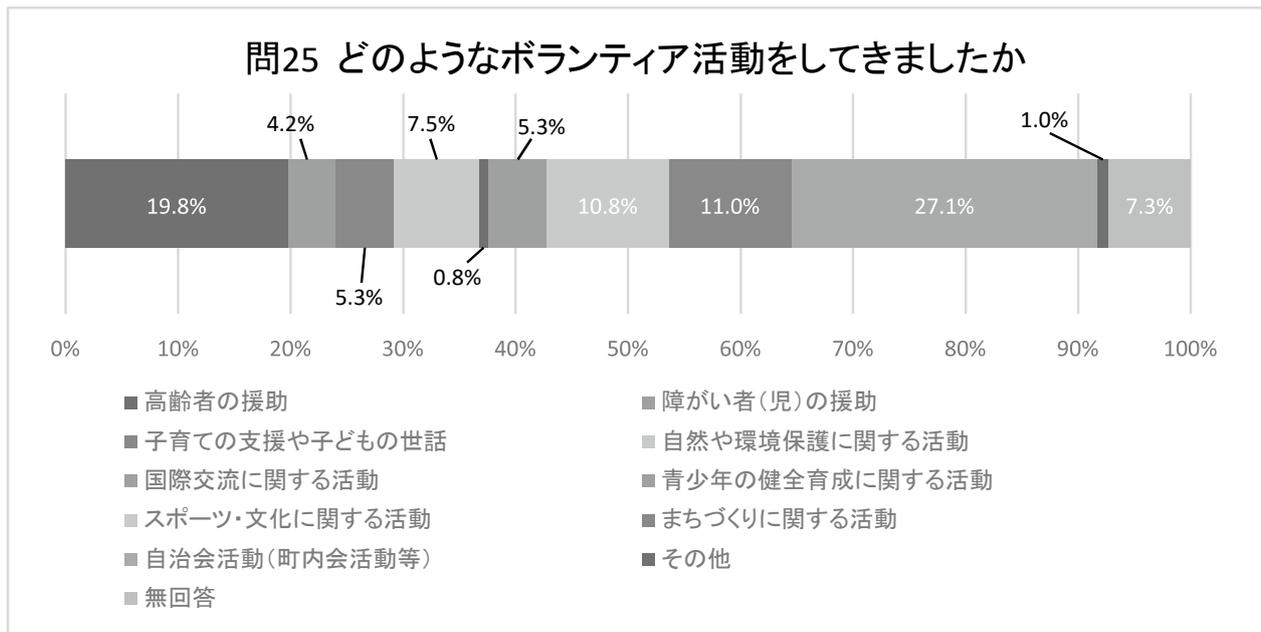
問24 ボランティア活動に参加したことがありますか

	回答数	構成比
(1) 参加している	270	51.3%
(2) 以前に参加したことがある	158	30.0%
(3) 参加したことがない	98	18.6%
無回答	0	0.0%
計	526	100.0%



問25 どのようなボランティア活動をしてきましたか

	回答数	構成比
(1) 高齢者の援助	195	19.8%
(2) 障がい者（児）の援助	41	4.2%
(3) 子育ての支援や子どもの世話	52	5.3%
(4) 自然や環境保護に関する活動	74	7.5%
(5) 国際交流に関する活動	8	0.8%
(6) 青少年の健全育成に関する活動	52	5.3%
(7) スポーツ・文化に関する活動	106	10.8%
(8) まちづくりに関する活動	108	11.0%
(9) 自治会活動（町内会活動等）	267	27.1%
(10) その他	10	1.0%
無回答	72	7.3%
計	985	100.0%



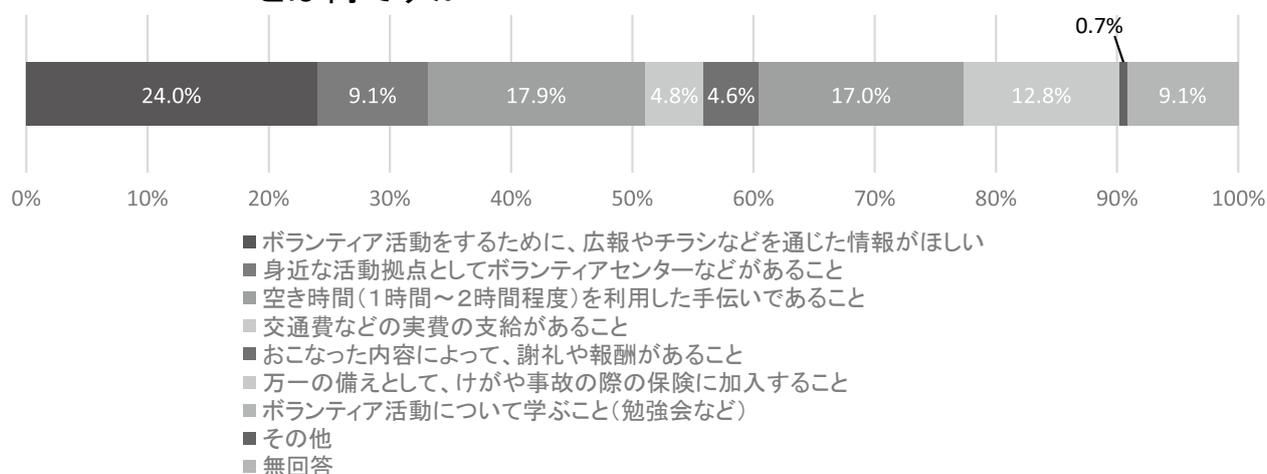
問25-1 問25「どのようなボランティア活動をしてきましたか」でその他を選択

	回答数	構成比
(1) 記述	4	40.0%
無回答	6	60.0%
計	10	100.0%
・ 看護、助産師の活動		
・ 医療、福祉に係る活動		
・ 交通安全マスコット配布		
・ 生活困窮者自立支援制度		

問26 ボランティアに参加して又は参加するにあたり必要なことは何ですか

	回答数	構成比
(1) ボランティア活動をするために、広報やチラシなどを通じた情報がほしい	205	24.0%
(2) 身近な活動拠点としてボランティアセンターなどがあること	78	9.1%
(3) 空き時間（1時間～2時間程度）を利用した手伝いであること	153	17.9%
(4) 交通費などの実費の支給があること	41	4.8%
(5) おこなった内容によって、謝礼や報酬があること	39	4.6%
(6) 万一の備えとして、けがや事故の際の保険に加入すること	145	17.0%
(7) ボランティア活動について学ぶこと（勉強会など）	109	12.8%
(8) その他	6	0.7%
無回答	78	9.1%
計	854	100.0%

問26 ボランティアに参加して又は参加するにあたり必要なことは何ですか



問26-1 問26「ボランティアに参加して又は参加するにあたり必要なことは何ですか」でその他を選択

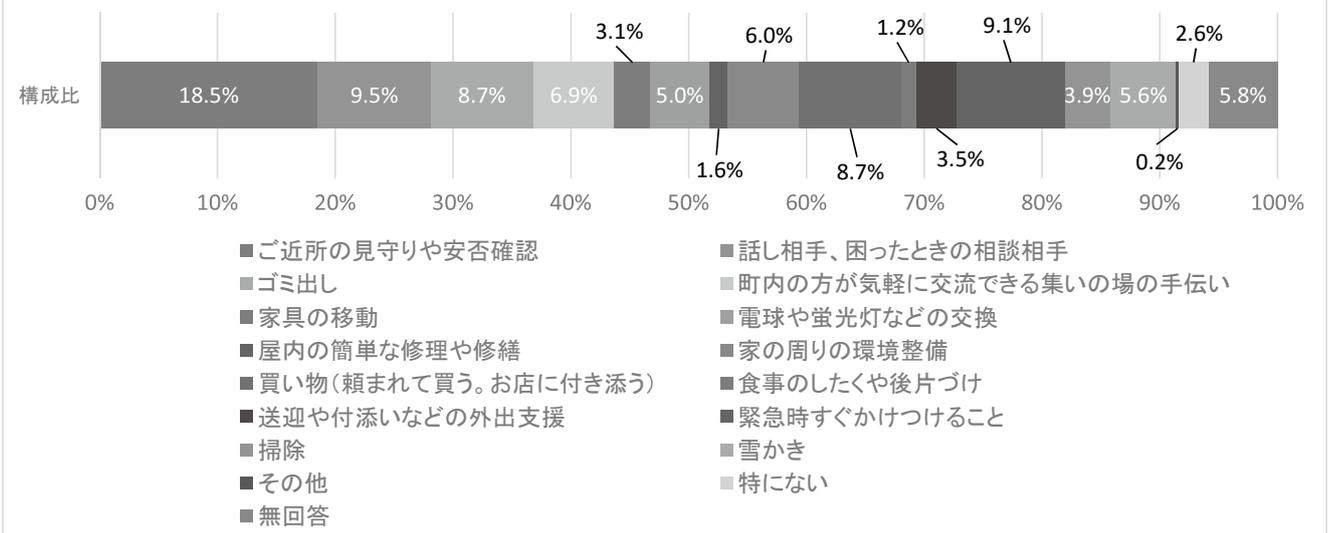
	回答数	構成比
(1) 記述	6	100.0%
無回答	0	0.0%
計	6	100.0%
・ボランティアは自発的なものだと考えるので何かが必要だとは思わない		
・参加できる日程と都合があえば、それ以外は特になし		
・年齢		

問27 自宅で生活している高齢者等へのお手伝いボランティアがあった場合、どのような活動であれば協力できそうですか

	回答数	構成比
(1) ご近所の見守りや安否確認	276	18.5%
(2) 話し相手、困ったときの相談相手	142	9.5%
(3) ゴミ出し	130	8.7%
(4) 町内の方が気軽に交流できる集いの場の手伝い	102	6.9%
(5) 家具の移動	46	3.1%
(6) 電球や蛍光灯などの交換	74	5.0%
(7) 屋内の簡単な修理や修繕	24	1.6%
(8) 家の周りの環境整備	89	6.0%
(9) 買い物(頼まれて買う お店に付き添う)	130	8.7%

(10) 食事のしたくや後片づけ	18	1.2%
(11) 送迎や付添いなどの外出支援	52	3.5%
(12) 緊急時すぐかけつけること	136	9.1%
(13) 掃除	58	3.9%
(14) 雪かき	83	5.6%
(15) その他	3	0.2%
(16) 特にない	38	2.6%
無回答	87	5.8%
計	1488	100.0%

問27 自宅で生活している高齢者等へのお手伝いボランティアがあった場合、どのような活動であれば協力できそうですか



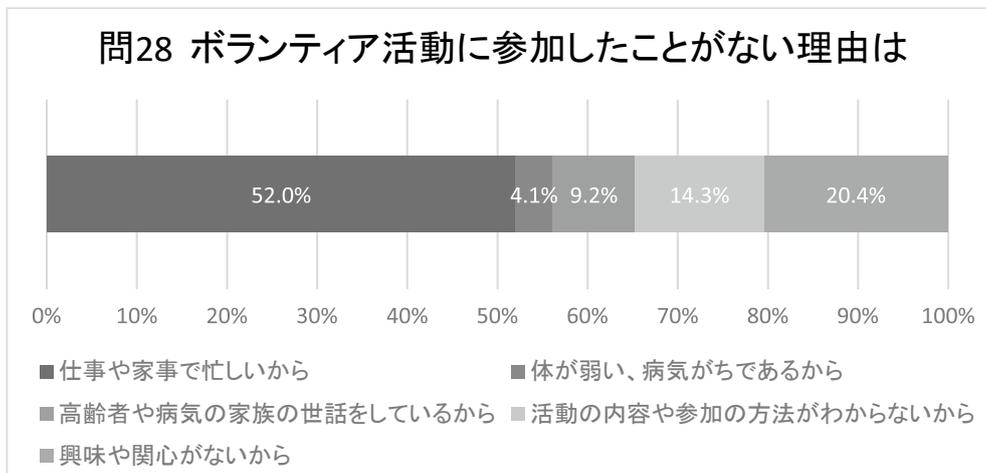
問27-1 問27「自宅で生活している高齢者等へのお手伝いボランティアがあった場合、どのような活動であれば協力できそうですか」でその他を選択

	回答数	構成比
(1) 記述	2	100.0%
無回答	0	0.0%
計	2	100.0%

・調理したものを届ける
・話し相手

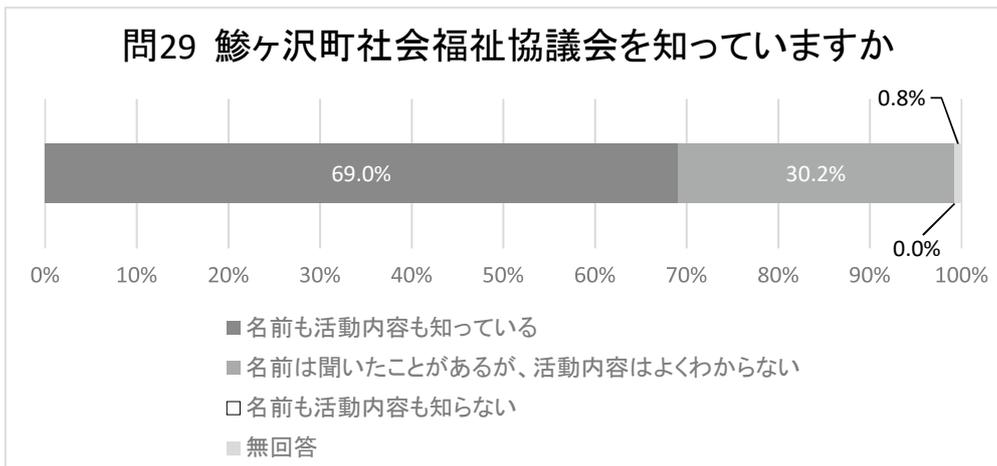
問28 ボランティア活動に参加したことがない理由は

	回答数	構成比
(1) 仕事や家事で忙しいから	51	52.0%
(2) 体が弱い、病気がちであるから	4	4.1%
(3) 高齢者や病気の家族の世話をしているから	9	9.2%
(4) 活動の内容や参加の方法がわからないから	14	14.3%
(5) 興味や関心がないから	20	20.4%
(6) その他	0	0.0%
無回答	0	0.0%
計	98	100.0%



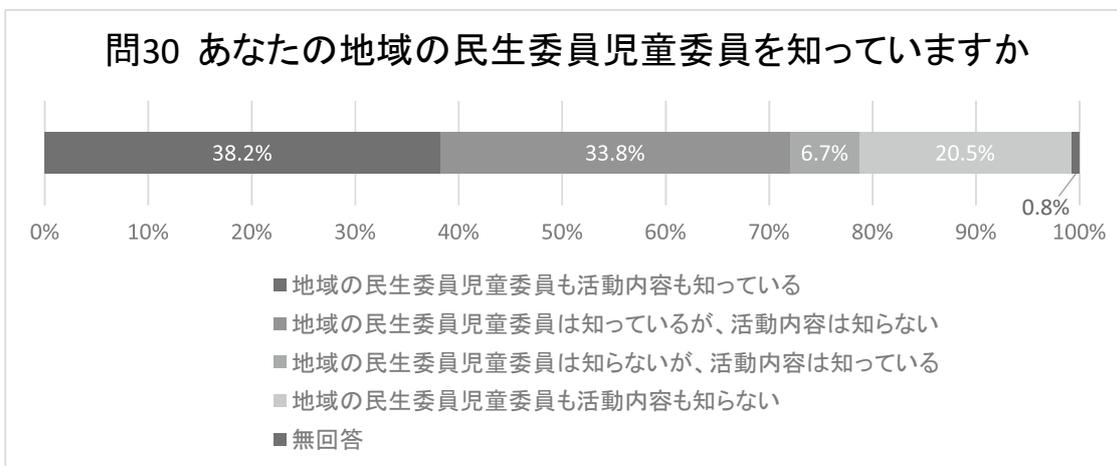
問29 鯉ヶ沢町社会福祉協議会を知っていますか

	回答数	構成比
(1) 名前も活動内容も知っている	363	69.0%
(2) 名前は聞いたことがあるが、活動内容はよくわからない	159	30.2%
(3) 名前も活動内容も知らない	0	0.0%
無回答	4	0.8%
計	526	100.0%



問30 あなたの地域の民生委員児童委員を知っていますか

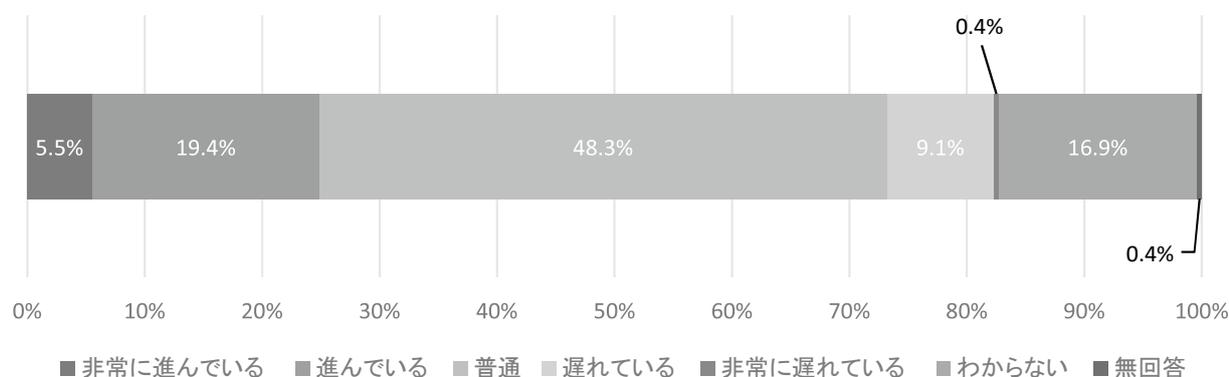
	回答数	構成比
(1) 地域の民生委員児童委員も活動内容も知っている	201	38.2%
(2) 地域の民生委員児童委員は知っているが、活動内容は知らない	178	33.8%
(3) 地域の民生委員児童委員は知らないが、活動内容は知っている	35	6.7%
(4) 地域の民生委員児童委員も活動内容も知らない	108	20.5%
無回答	4	0.8%
計	526	100.0%



問31 現在の福祉水準（福祉サービス、ボランティア活動を含む）についてどのように感じていますか

	回答数	構成比
(1) 非常に進んでいる	29	5.5%
(2) 進んでいる	102	19.4%
(3) 普通	254	48.3%
(4) 遅れている	48	9.1%
(5) 非常に遅れている	2	0.4%
(6) わからない	89	16.9%
無回答	2	0.4%
計	526	100.0%

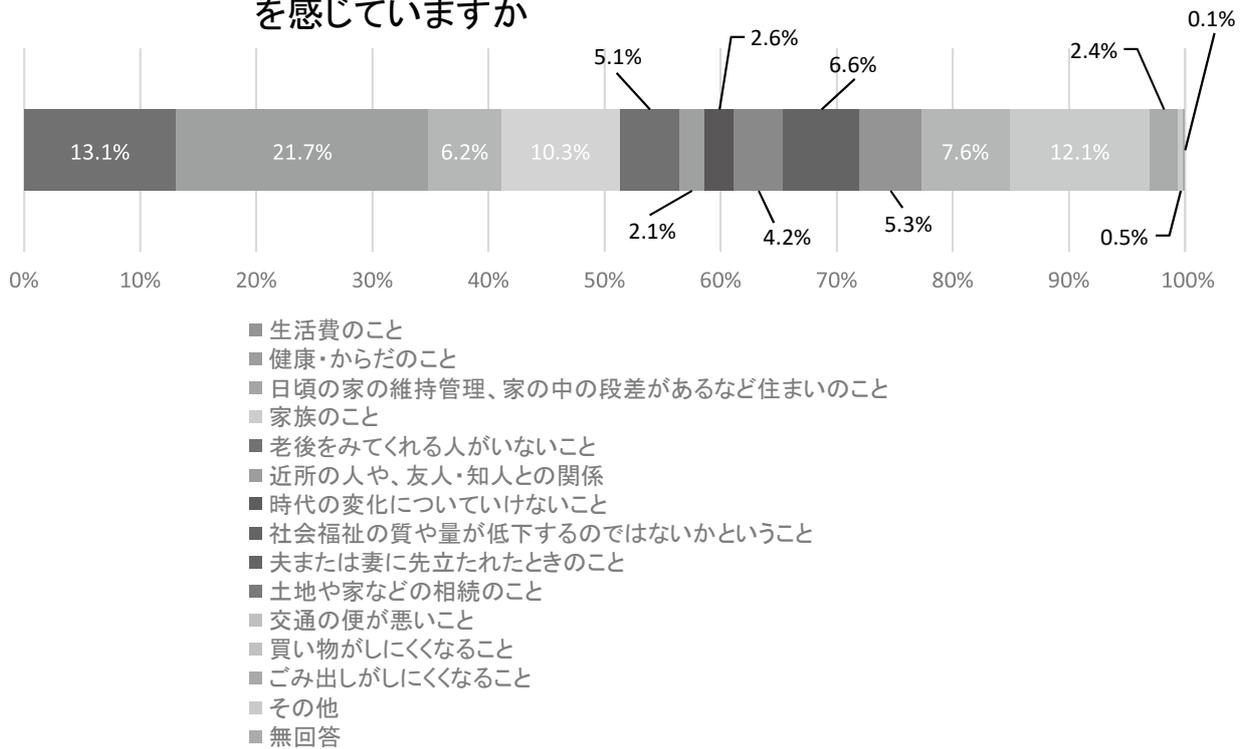
問31 現在の福祉水準(福祉サービス、ボランティア活動を含む)
についてどのように感じていますか



問32 ご自分の老後の生活について、どういった点に不安を感じていますか

	回答数	構成比
(1) 生活費のこと	215	13.1%
(2) 健康・からだのこと	356	21.7%
(3) 日頃の家維持管理、家の中の段差があるなど住まいのこと	102	6.2%
(4) 家族のこと	168	10.3%
(5) 老後をみてる人がいないこと	84	5.1%
(6) 近所の人や、友人・知人との関係	35	2.1%
(7) 時代の変化についていけないこと	42	2.6%
(8) 社会福祉の質や量が低下するのではないかとということ	69	4.2%
(9) 夫または妻に先立たれたときのこと	108	6.6%
(10) 土地や家などの相続のこと	87	5.3%
(11) 交通の便が悪いこと	125	7.6%
(12) 買い物がしにくくなること	198	12.1%
(13) ごみ出しがしにくくなること	39	2.4%
(14) その他	8	0.5%
無回答	2	0.1%
計	1638	100.0%

問32 ご自分の老後の生活について、どういった点に不安を感じていますか



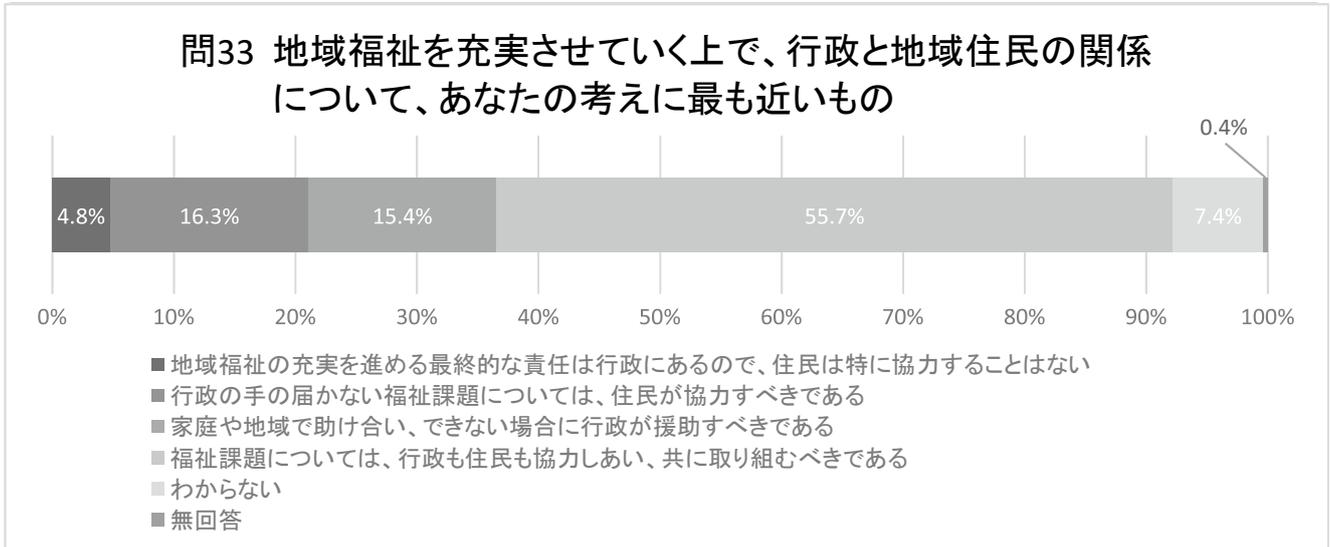
問32-1 問32「ご自分の老後の生活について、どういった点に不安を感じていますか」でその他を選択

	回答数	構成比
(1) 記述	5	62.5%
無回答	3	37.5%
計	8	100.0%
・雪かき	2	
・同居している家族に迷惑をかけるのではないかと思うこと		
・人口減少が著しい状況で介護職に就く人がいるかどうか		
・まだ実感がわからない		

問33 地域福祉を充実させていく上で、行政と地域住民の関係について、あなたの考えに最も近いもの

	回答数	構成比
(1) 地域福祉の充実を進める最終的な責任は行政にあるので、住民は特に協力することはない	25	4.8%
(2) 行政の手の届かない福祉課題については、住民が協力すべきである	86	16.3%
(3) 家庭や地域で助け合い、できない場合に行政が援助すべきである	81	15.4%
(4) 福祉課題については、行政も住民も協力しあい、共に取り組むべきである	293	55.7%

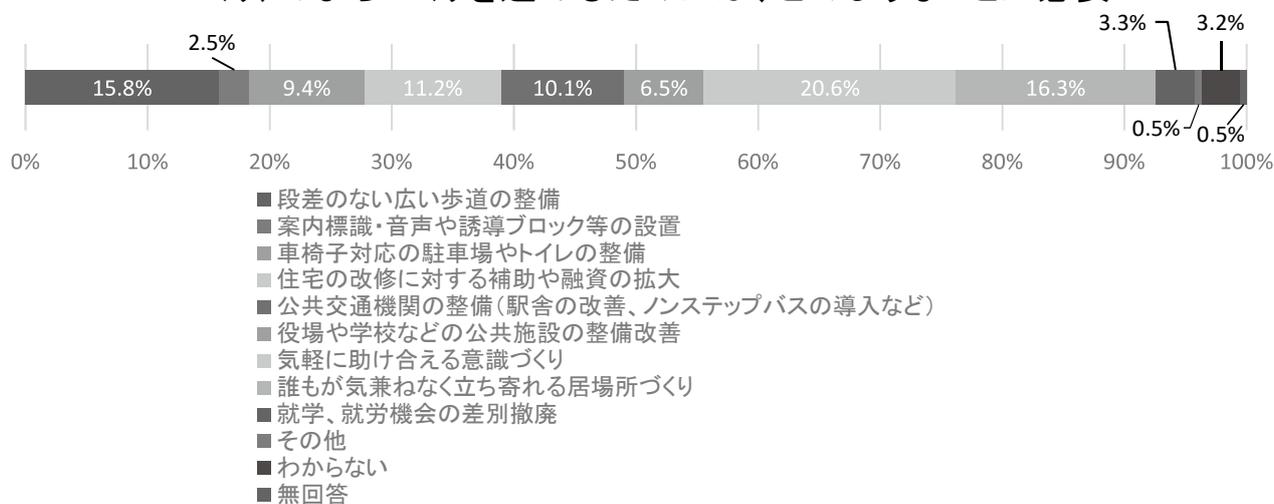
(5) わからない	39	7.4%
無回答	2	0.4%
計	526	100.0%



問34 バリアフリー（高齢者や障がい者が支障なく生活できる環境づくり）のまちづくりを進めるためには、どのようなことが必要

	回答数	構成比
(1) 段差のない広い歩道の整備	189	15.8%
(2) 案内標識・音声や誘導ブロック等の設置	30	2.5%
(3) 車椅子対応の駐車場やトイレの整備	112	9.4%
(4) 住宅の改修に対する補助や融資の拡大	134	11.2%
(5) 公共交通機関の整備（駅舎の改善、ノンステップバスの導入など）	120	10.1%
(6) 役場や学校などの公共施設の整備改善	78	6.5%
(7) 気軽に助け合える意識づくり	246	20.6%
(8) 誰もが気兼ねなく立ち寄れる居場所づくり	195	16.3%
(9) 就学、就労機会の差別撤廃	39	3.3%
(10) その他	6	0.5%
(11) わからない	38	3.2%
無回答	6	0.5%
計	1193	100.0%

問34 バリアフリー(高齢者や障がい者が支障なく生活できる環境づくり)のまちづくりを進めるためには、どのようなことが必要



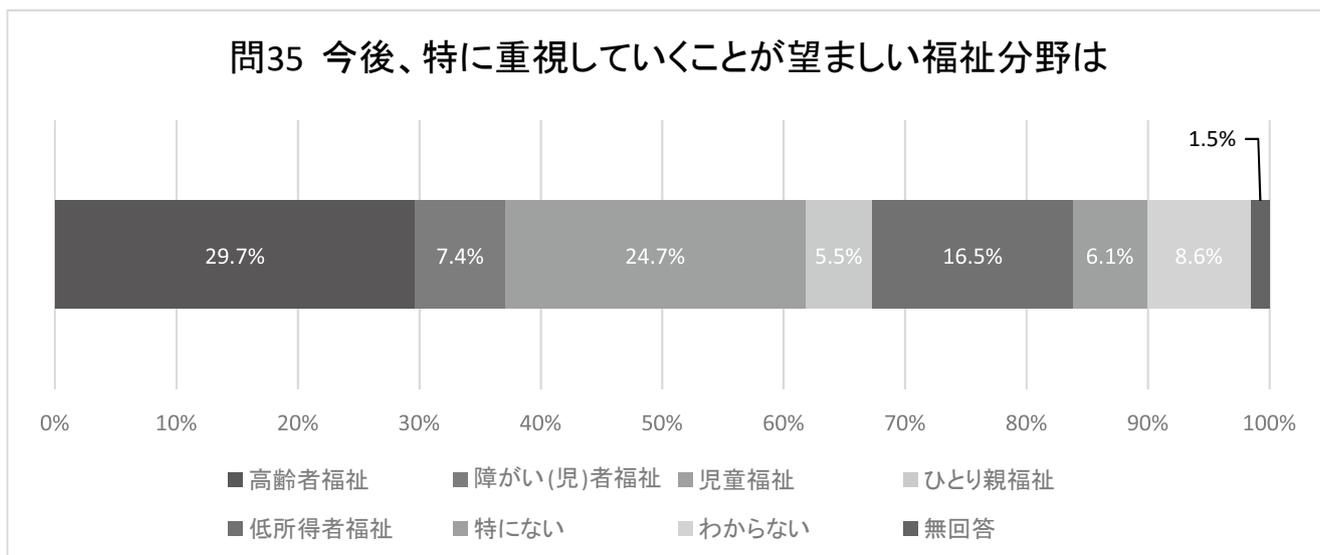
問34-1 問34「バリアフリー(高齢者や障がい者が支障なく生活できる環境づくり)のまちづくりを進めるためには、どのようなことが必要」でその他を選択

	回答数	構成比
(1) 記述	2	33.3%
無回答	4	66.7%
計	6	100.0%
・学校教育の中で福祉(助け合う心など)に対する知識を身につけていってほしい		
・民間レベルの障がい撤廃・差別解消		

問35 今後、特に重視していくことが望ましい福祉分野は

	回答数	構成比
(1) 高齢者福祉	156	29.7%
(2) 障がい(児)者福祉	39	7.4%
(3) 児童福祉	130	24.7%
(4) ひとり親福祉	29	5.5%
(5) 低所得者福祉	87	16.5%
(6) 特にない	32	6.1%
(7) わからない	45	8.6%
無回答	8	1.5%
計	526	100.0%

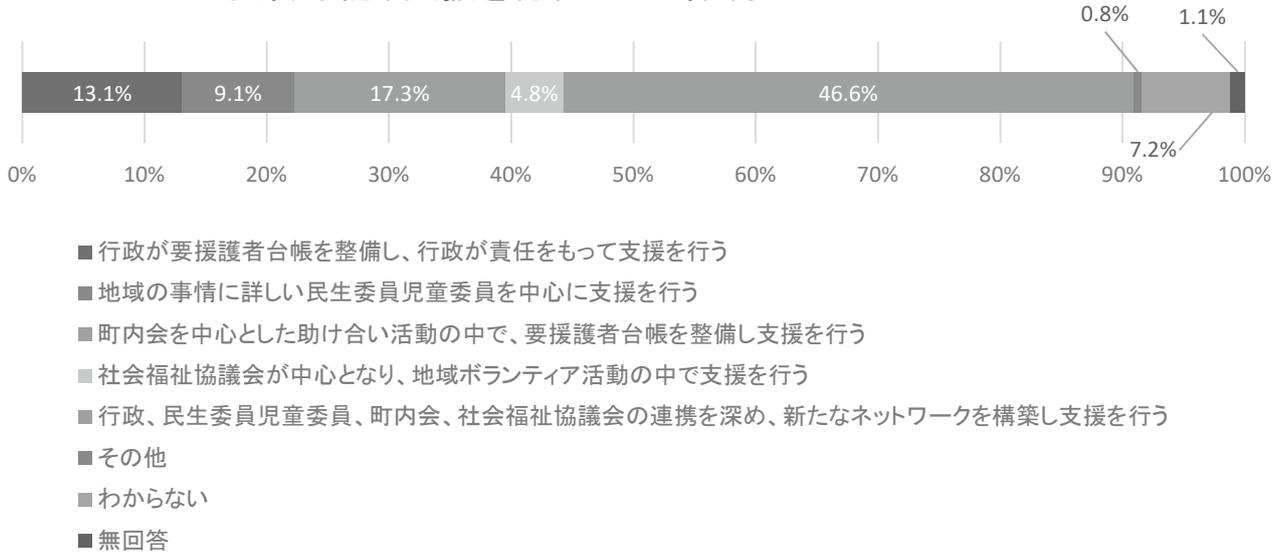
問35 今後、特に重視していくことが望ましい福祉分野は



問36 災害時や緊急時における一人暮らしの高齢者や障がい者の安否確認、支援を行うための体制は

	回答数	構成比
(1) 行政が要援護者台帳を整備し、行政が責任をもって支援を行う	69	13.1%
(2) 地域の事情に詳しい民生委員児童委員を中心に支援を行う	48	9.1%
(3) 町内会を中心とした助け合い活動の中で、要援護者台帳を整備し支援を行う	91	17.3%
(4) 社会福祉協議会が中心となり、地域ボランティア活動の中で支援を行う	25	4.8%
(5) 行政、民生委員児童委員、町内会、社会福祉協議会の連携を深め、新たなネットワークを構築し支援を行う	245	46.6%
(6) その他	4	0.8%
(7) わからない	38	7.2%
無回答	6	1.1%
計	526	100.0%

問36 災害時や緊急時における一人暮らしの高齢者や障がい者の
安否確認、支援を行うための体制は



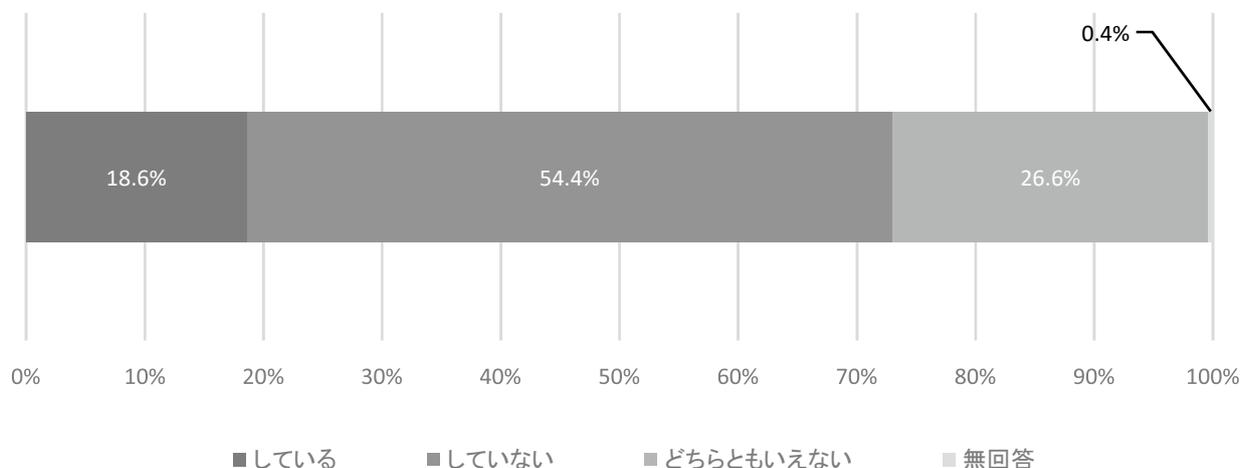
問36-1 問36「災害時や緊急時における一人暮らしの高齢者や障がい者の安否確認、支援を行うための体制は」でその他を選択

	回答数	構成比
(1) 記述	1	25.0%
無回答	3	75.0%
計	4	100.0%
・ 民生委員児童委員と町内会が連携し要援護者台帳を整備し支援を行う		

問37 お住いの地域、町内会で福祉について話し合ったり、活動していますか

	回答数	構成比
(1) している	98	18.6%
(2) していない	286	54.4%
(3) どちらともいえない	140	26.6%
無回答	2	0.4%
計	526	100.0%

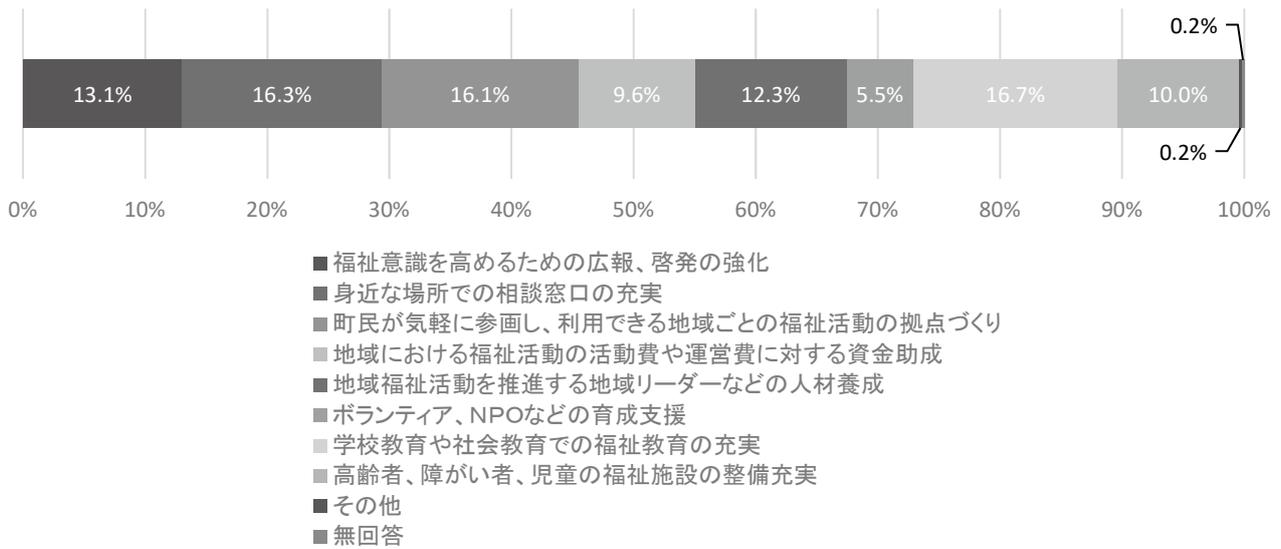
問37 お住いの地域、町内会で福祉について話し合ったり、活動していますか



問38 地域福祉を推進するため、今後、何が必要だと思いますか

	回答数	構成比
(1) 福祉意識を高めるための広報、啓発の強化	163	13.1%
(2) 身近な場所での相談窓口の充実	204	16.3%
(3) 町民が気軽に参画し、利用できる地域ごとの福祉活動の拠点づくり	201	16.1%
(4) 地域における福祉活動の活動費や運営費に対する資金助成	120	9.6%
(5) 地域福祉活動を推進する地域リーダーなどの人材養成	154	12.3%
(6) ボランティア、NPOなどの育成支援	69	5.5%
(7) 学校教育や社会教育での福祉教育の充実	208	16.7%
(8) 高齢者、障がい者、児童の福祉施設の整備充実	125	10.0%
(9) その他	2	0.2%
無回答	3	0.2%
計	1249	100.0%

問38 地域福祉を推進するため、今後、何が必要だと思いますか



問38-1 問38「地域福祉を推進するため、今後、何が必要だと思いますか」でその他を選択

	回答数	構成比
(1) 記述	1	100.0%
無回答	0	0.0%
計	1	100.0%

- ・まずは、町内会毎に集会所を設け、定期的に世代を超えた交流を図り、顔を合わせることで様々な人が地域にいることをお互いに理解する

鯨ヶ沢町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

（目的）

第1条 この委員会は鯨ヶ沢町における地域福祉活動計画を策定することを目的とする。

（名称）

第2条 この委員会は、鯨ヶ沢町地域福祉活動計画策定委員会（以下委員会という）と称する。

（協議事務）

第3条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- 2 鯨ヶ沢町地域福祉活動計画の評価及び策定に関する事項
- 3 その他、目的を達成するために必要な事項

（組織）

第4条 委員会は20名以内の委員をもって構成する。

2 委員会の委員は次に掲げる者のうちから鯨ヶ沢町社会福祉協議会（以下、社協という）会長が委嘱する。

- | | |
|-----------------|-----------|
| (1) 住民（組織）代表 | (2) 行政担当課 |
| (3) 関連する専門機関、施設 | (4) 学識経験者 |
| (5) 社会福祉協議会 | (6) その他 |

3 委員の任期は平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。ただし、委員がその職を退いたときは、その後任者が引き継ぐものとする。

（運営）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総括し委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

（部会）

第6条 委員会に次の部会を設けることができる。（活動毎、分野毎）

- 2 部会に部会長1名及び副部会長1名を置く。
- 3 部会長及び副部会長は、部会員の互選によって選出する。
- 4 部会は、部会長が招集し、その議長となる。

(関係者の出席要求)

第7条 委員会または、部会が必要と認めるときは、関係者の出席を求め説明及び意見を聴くことができる。

(費用弁償)

第8条 委員の費用弁償の支給については、社会福祉法人鯨ヶ沢町社会福祉協議会部会及び委員会規程を適用する。

(守秘義務)

第9条 委員会に出席した者及びその関係者は、委員会に関して知り得た秘密を他にもらしてはならない。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、社協内に置く。

(雑則)

第11条 この要綱に定めない事項について必要あるときは、委員長がこれを定める。

附則

この要綱は平成9年4月24日から施行する。

この要綱は平成17年11月10日から施行する。

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

この要綱は平成23年10月13日から施行する。

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

鱒ヶ沢町社会福祉協議会第4次地域福祉活動計画策定委員名簿

No.	所属団体等（役職）	氏 名	備 考
1	舞戸地区町内会連絡協議会会長	國 谷 正 春	
2	赤石地区町内会連合会会長	佐 藤 正 幸	
3	株式会社あい代表取締役	野 呂 功	
4	つくし会理事長	成 田 守 男	
5	手をつなぐ親と子の会「にじいろのたね」代表	大 澤 雅 子	
6	精神障害者家族会「やすらぎの会」会長	松 山 陽 子	
7	鱒ヶ沢町身体障害者福社会会長	神 新	副委員長
8	社会福祉法人健生会 地域支援員	上 野 志津子	
9	地域活動支援センターやすらぎ所長	山 田 正 勝	
10	鱒ヶ沢町民生児童委員協議会会長	新 保 なり子	
11	鱒ヶ沢町議会議員	東 條 一 彦	
12	青森県社会福祉協議会事務局次長	鳴 海 孝 彦	
13	つがる広域連合鱒ヶ沢病院事務長	平 田 衛	
14	鱒ヶ沢町政策推進課長	小笠原 忠	
15	鱒ヶ沢町福祉衛生課長	齋 藤 伸 治	
16	鱒ヶ沢町健康ほけん課長	加 藤 隆 之	
17	鱒ヶ沢町教育課長	工 藤 淳	
18	鱒ヶ沢町社会福祉協議会理事	世 永 一 雅	
19	鱒ヶ沢町社会福祉協議会評議員	齋 藤 博	委員長
20	鱒ヶ沢町社会福祉協議会事務局長	佐々木 正	

任期 平成28年5月23日より平成33年3月31日

地域福祉活動計画作業部会委員名簿（ワーキンググループ）

【福祉教育】

No.	所属団体等（役職）	氏 名	備 考
1	鰯ヶ沢町教育課学校教育班班長	古 館 裕香子	
2	鰯ヶ沢町福祉衛生課福祉班班長	神 哲 也	
3	鰯ヶ沢町社会福祉協議会法人地域在宅事業部総括主任	齊 藤 誠	副部会長
4	鰯ヶ沢町社会福祉協議会法人地域在宅事業部副主任	世 永 千 晴	
5	鰯ヶ沢町社会福祉協議会福祉活動専門員	井 上 雅 哉	部会長

【障がい支援】

No.	所属団体等（役職）	氏 名	備 考
1	鰯ヶ沢町福祉衛生課福祉班班長	神 哲 也	
2	鰯ヶ沢町福祉衛生課福祉班主任保健師	神 静	
3	鰯ヶ沢町福祉衛生課福祉班副主幹	世 永 織 江	
4	鰯ヶ沢町社会福祉協議会法人地域在宅事業部総括主任	齊 藤 誠	副部会長
5	鰯ヶ沢町社会福祉協議会通所介護事業所主任	藤 森 麻也子	
6	鰯ヶ沢町社会福祉協議会障がい相談支援事業所相談支援専門員	神 幸	
7	鰯ヶ沢町社会福祉協議会福祉活動専門員	井 上 雅 哉	部会長

【高齢者支援】

No.	所属団体等（役職）	氏 名	備 考
1	鰯ヶ沢町政策推進課企画調整班班長	神 直 実	
2	鰯ヶ沢町政策推進課企画調整班主幹	須 藤 久 輝	
3	鰯ヶ沢町福祉衛生課福祉班班長	神 哲 也	
4	鰯ヶ沢町健康ほけん課介護保険班班長	工 藤 成 人	
5	鰯ヶ沢町地域包括支援センター主任保健師	井 上 信 子	
6	鰯ヶ沢町社会福祉協議会法人地域在宅事業部総括主任	齊 藤 誠	副部会長
7	鰯ヶ沢町社会福祉協議会居宅介護支援事業所管理者	古 川 薫	
8	鰯ヶ沢町社会福祉協議会法人地域在宅事業部副主任	世 永 千 晴	
9	鰯ヶ沢町社会福祉協議会福祉活動専門員	井 上 雅 哉	部会長

【地域活動】

No.	所属団体等（役職）	氏 名	備 考
1	社協鰯ヶ沢支部長	三ツ谷 榮 子	
2	社協舞戸支部長	三ツ谷 忠 義	
3	社協中村支部長	石 井 侑一郎	
4	社協鳴沢支部長	諏 訪 柁 義	
5	社協赤石支部長	世 永 一 雅	
6	社協南金沢支部長	奈 良 正 樹	
7	鰯ヶ沢町福祉衛生課福祉班班長	神 哲 也	
8	鰯ヶ沢町社会福祉協議会法人地域在宅事業部総括主任	齊 藤 誠	副部会長
9	鰯ヶ沢町社会福祉協議会法人地域在宅事業部副主任	奥 口 理佳子	
10	鰯ヶ沢町社会福祉協議会福祉活動専門員	井 上 雅 哉	部会長



～社会福祉協議会のシンボルマーク～
社会福祉及び社協の「社」図案化し、「手を取り合って、
明るい、幸せな社会を建設する姿」を表現しています。

鯺ヶ沢町地域福祉活動計画書

～笑顔あふれる住みよい福祉のまちづくり～

発行日 平成29年3月

発行 社会福祉法人 鯺ヶ沢町社会福祉協議会
〒038-2761

青森県西津軽郡鯺ヶ沢町大字舞戸町字
後家屋敷9番地4

鯺ヶ沢町総合保健福祉センター内

TEL 0173-82-1602

FAX 0173-72-5408

地域福祉活動計画書は赤い羽根共同募金の配分金により作成しています。

